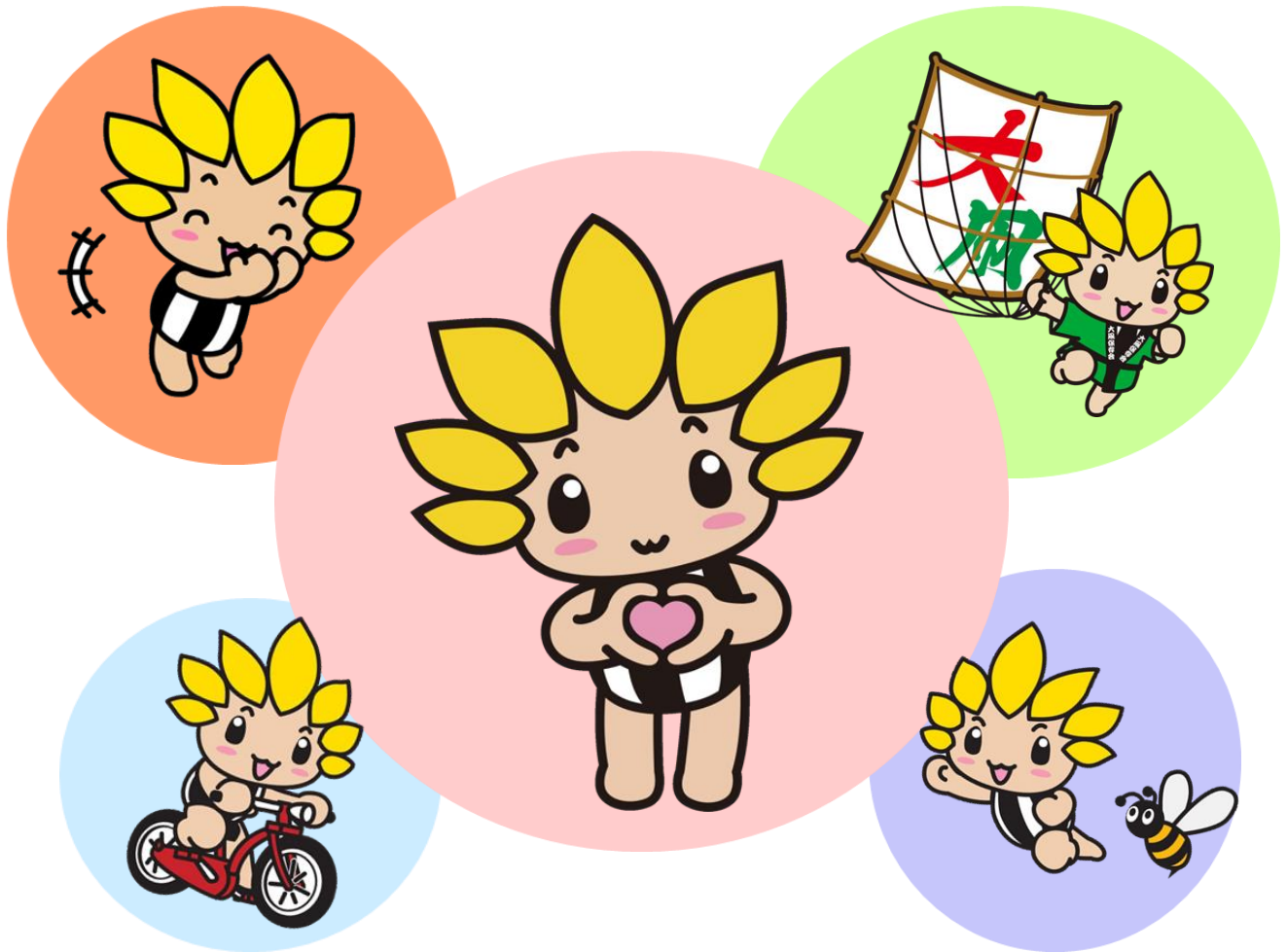


座間市自殺対策計画

気づく“つなぐ” 築く～いのちに寄り添う地域社会へ～



市マスコットキャラクター“ざまりん”

座間市障がい福祉課

平成31年3月

はじめに

我が国の自殺者数は、平成 10 年に 3 万人を超えて以来、高い水準で推移してきましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国や地方公共団体及び関係機関等の様々な対策が講じられたことにより、平成 24 年をピークに自殺者数は減少傾向にあります。しかしながら、依然として 2 万人を超える方が自殺により尊い命をなくされています。

本市では自殺対策基本法に基づき、平成 21 年に策定した座間市障害者計画以降、「人権尊重に向けた啓発の推進」の中で自殺対策の普及・啓発に努めてきました。

その後、施行から 10 年目の節目に当たる平成 28 年に、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策基本法が改正され、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、すべての市町村に自殺対策計画策定が義務づけられました。また、本市においても自殺対策のさらなる推進を図るべく本計画を策定しました。

そのような中、平成 29 年 10 月には、本市内において 9 人の若者が殺害されるという、SNS を利用した大変痛ましい事件が発生いたしました。被害者は自殺願望があったために命を奪われるに至ったものと伝えられており、国は対策強化や再発防止の徹底を図っていますが、本市としてはこの事件も非常に重く受け止めており、自殺対策をより一層推進していかなければならないものと考えております。

本市の計画は、「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」をテーマに掲げ、市民一人ひとりの気づきを自殺予防につなげ、支え合える、いのちに寄り添う地域社会の構築を目指します。

そのために庁内全体で取り組むことはもちろん、医療・福祉・介護など、その他様々な地域を担う方々とも連携し、市民の皆様とともに座間市が一丸となって取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたっては、座間市地域保健福祉サービス推進委員の皆様、「(仮称)座間市自殺対策計画」推進意見交換会委員の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。また、計画策定に関わり、ご協力いただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます、挨拶の結びとさせていただきます。

平成 31 年 3 月

座間市長 遠藤 三紀夫

内 容

第1章 座間市のテーマ	- 1 -
第2章 計画策定の趣旨	- 3 -
1. 趣旨	- 3 -
2. 計画の位置づけ	- 3 -
3. 計画の期間	- 3 -
第3章 座間市の自殺の現状	- 4 -
1. 座間市の自殺者数と自殺死亡率	- 4 -
2. 自殺死亡率の男女別	- 5 -
(1) 男性の自殺者数と自殺死亡率	- 5 -
(2) 女性の自殺者数と自殺死亡率	- 6 -
3. 性・年代別の自殺死亡率	- 7 -
4. 男女の自殺割合	- 7 -
5. 男女の同居人の有無	- 8 -
6. 男女の職業別	- 9 -
(1) 男性の職業別	- 9 -
(2) 女性の職業別	- 10 -
(3) 人口の年齢別	- 11 -
(4) 座間市の昼間人口比率	- 12 -
7. 男女の原因・動機別	- 13 -
(1) 男性の原因・動機別	- 13 -
(2) 女性の原因・動機別	- 14 -
8. 座間市の自殺の概要	- 15 -
9. 座間市における優先的に対策を行うべき対象群	- 16 -
第4章 座間市の目標	- 17 -
1. 座間市の目標	- 17 -
2. 目標の根拠	- 17 -
第5章 座間市の施策	- 18 -
○ 施策の体系	- 18 -
Ⅰ. 基本施策	- 19 -
1. 地域におけるネットワークの強化	- 19 -
2. 自殺対策を支える人材の育成	- 21 -
3. 住民への啓発と周知	- 22 -
4. 生きることの阻害・促進要因への支援	- 24 -
(1) 自殺リスクの高い人への支援の強化	- 24 -
(2) 自殺未遂者への支援	- 26 -
(3) 遺された人への支援	- 26 -
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	- 27 -
Ⅱ. 重点施策	- 28 -
1. ライフイベントに応じた女性への支援	- 28 -

(1) 乳幼児期・学童期・思春期.....	- 28 -
(2) 青年期.....	- 28 -
(3) 成人期.....	- 29 -
(4) 壮年期.....	- 29 -
(5) 老年期.....	- 29 -
2. 単身世帯への支援.....	- 34 -
(1) 「気づく」施策.....	- 34 -
(2) “つなぐ”（「つながる」「つなぐ」）施策.....	- 34 -
(3) 「築く」施策.....	- 34 -
Ⅲ. 生きる支援の関連施策.....	- 37 -
第6章 計画策定の経過.....	- 72 -
1. 座間市自殺対策庁内連絡会.....	- 72 -
2. 「(仮称) 座間市自殺対策計画」推進意見交換会.....	- 73 -
3. 座間市地域保健福祉サービス推進委員会.....	- 74 -
4. パブリックコメント.....	- 74 -
参考.....	- 75 -
1. ゲートキーパーとは?.....	- 75 -
2. 自殺に傾いている人の特徴とは?.....	- 75 -
3. つなぐシートとは?.....	- 76 -
4. 市役所連絡先一覧.....	- 79 -
5. こころの体温計とは?.....	- 85 -
6. 座間市相談窓口等.....	- 86 -

第1章 座間市のテーマ

気づく “つなぐ” 築く ～いのちに寄り添う地域社会へ～

人はなぜ自殺をしてしまうのでしょうか。

かつて自殺は個人の問題であると言われていましたが、現在は社会の問題だと言われています。過労、育児や介護疲れ、生活困窮、家族との不和、いじめ、孤立…さまざまな社会的要因が複雑に絡み合う中で、自殺を選択せざるをえなかった“追い込まれた末の死”であると言われています。

しかし、彼らはどこかでSOSを出しています。たとえ声を上げなくても、助けを求めているのです。

そのSOSに周りの人たちが“気づく”。

辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないよう彼らと“つながる”。

自分たちで解決できないことは、知っている人に“つなぐ”。

そうやって周りの人たちが協力し、自殺に追い込まれないような社会を“築く”。

座間市はそのような“いのちに寄り添う地域社会”の構築を目指します。

「気づく」

悩みを抱える人のSOSに“気づく”



“つなぐ”

「つながる」

本人の辛い気持ちに寄り添い、孤立することのないよう“つながる”

「つなぐ」

自分たちで解決できないことは、悩みに応じてそれぞれの関係機関へと“つなぐ”

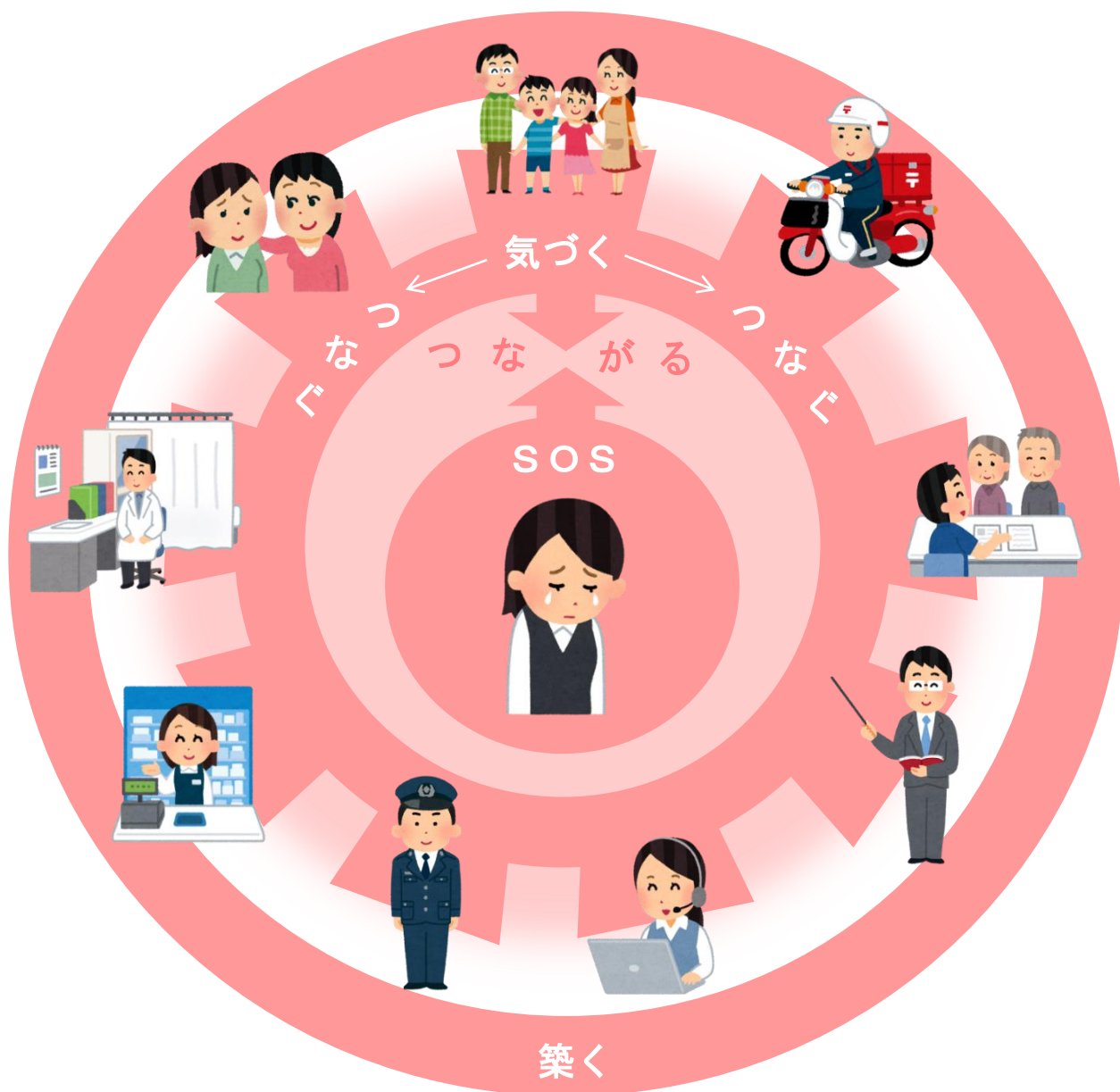


「築く」

周りの人たちが協力して、いのちに寄り添う社会を“築く”

座間市自殺対策計画テーマ

「気づく “つなぐ” 築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」イメージ図



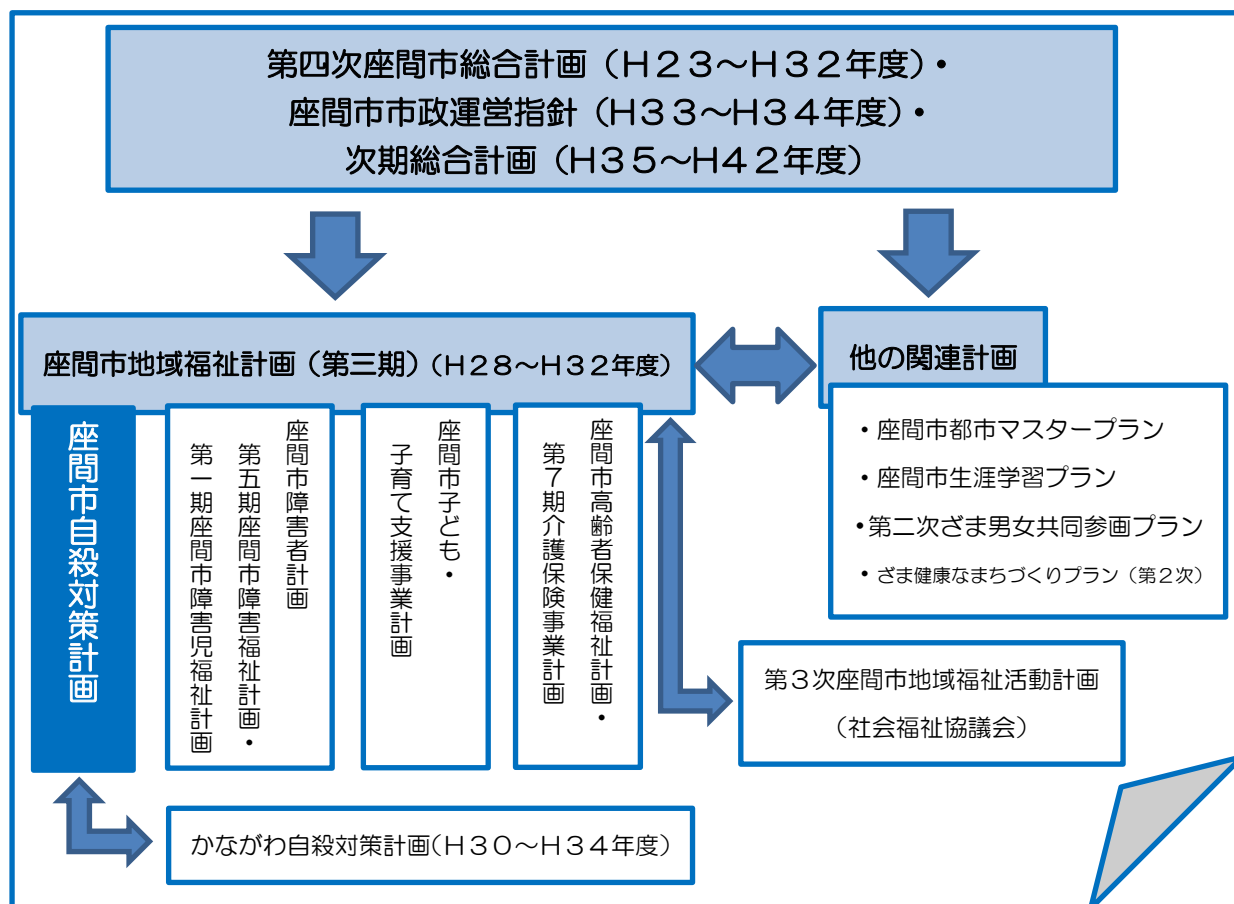
第2章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

座間市では、平成28年に改正された「自殺対策基本法」において、すべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられたことから、座間市自殺対策計画を策定いたしました。本計画を基に、座間市の全庁的な取り組みとして自殺対策を推進し、すべての人が生きることへ希望を持てるような社会の構築を目指します。座間市では、国の指針により全市町村が取り組むことを推奨されている基盤的な取り組みを挙げた基本施策、全国平均と比べて自殺死亡率の高かった「女性」と「単身世帯」に対する取り組みを挙げた重点施策、自殺対策と連携して推進できる庁内各課の施策をまとめた生きる支援の関連施策の3つの施策群を連動させ、座間市自殺対策計画のテーマ「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」に相当するものです。座間市の状況に応じた自殺対策を実施するための方向性を示したものであり、市政運営の基本方針である「第四次座間市総合計画」のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市地域福祉計画(第三期)」の個別計画として位置づけられます。



3. 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5か年の計画とします。また、上位計画である座間市地域福祉計画(第三期)の改定の際には、中間見直しを行います。

第3章 座間市の自殺の現状

1. 座間市の自殺者数と自殺死亡率

平成24年～平成28年の座間市の自殺者数及び自殺死亡率を、全国自殺死亡率や座間市人口、全国人口と比較したものです。

座間市の自殺者数と自殺死亡率は平成27年まで減少していますが、平成28年に増加しています。座間市の人口も同様に平成27年まで減少していますが、平成28年に増加しています。

全国自殺死亡率は5年連続で減少しています。全国人口は平成27年まで減少していますが、平成28年に増加しており、全国的には人口が増加したものの、自殺死亡率はそれ以上に減少していることがわかります。

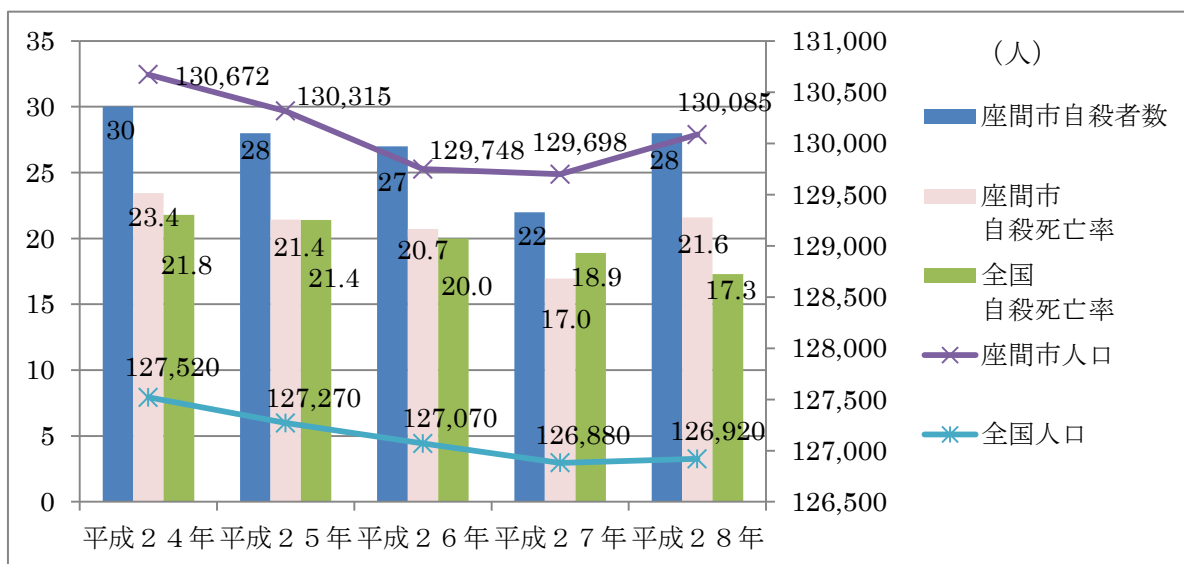
座間市と全国を比較すると、座間市の自殺死亡率は平成27年を除いて、全国自殺死亡率と同等、あるいはそれ以上に高くなっています。また、座間市人口は、全国人口と同じ傾向にあることがわかります。

座間市人口が平成28年に増加した理由は、市内に大型マンションが建設され、そこへの入居が開始されたことなどが考えられます。しかし、人口の増加が座間市の自殺者数、自殺死亡率の増加と因果関係があるかは不明であり、座間市の自殺者数、自殺死亡率が増加した要因についても不明ですが、母数の少なさによることが1つの理由として考えられます。

○座間市と全国の自殺死亡率・人口の比較（全体）

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数を表したものです。

※全国人口は、1000分の1の人数で記載しています。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺者数は各年自殺日・居住地統計）、座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成25～29年1月1日時点）、総務省統計局の人口推計（各年）をもとに座間市で作成

2. 自殺死亡率の男女別

平成24年～平成28年における座間市の自殺者数及び自殺死亡率を、全国自殺死亡率や座間市の人口、全国人口と比較し、男女別で分けたものです。

(1) 男性の自殺者数と自殺死亡率

座間市の男性の自殺者数、自殺死亡率は年によってばらつきがありますが、全体としては減少傾向にあります。座間市の男性の人口は平成27年まで減少していますが、平成28年には増加しています。

男性の全国自殺死亡率は5年連続で減少しています。男性の全国人口も平成27年度まで減少していますが、平成28年には増加しており、全国的には人口が増加したものの、自殺死亡率はそれ以上に減少していることがわかります。

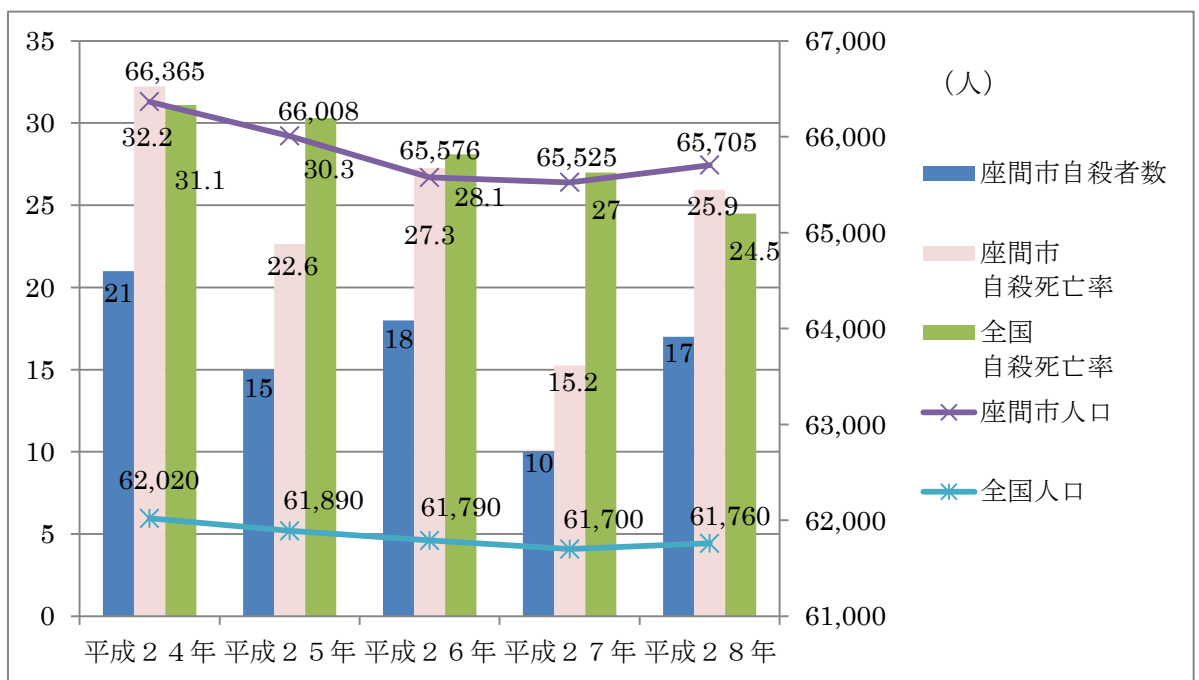
座間市と全国を比較すると、座間市の男性の自殺死亡率は全国自殺死亡率を上回る年と下回る年があります。座間市の男性の人口は、全国人口と同じ傾向にあることが言えます。

やはり座間市の男性の人口と座間市の男性の自殺死亡率との因果関係は不明で、自殺死亡率が上下する要因も不明ですが、母数の少なさによることが1つの理由として考えられます。

○座間市と全国の自殺死亡率・人口の比較（男性）

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数を表したものです。

※全国人口は、1000分の1の人数で記載しています。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺者数は各年自殺日・住居地統計）、座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成25～29年1月1日時点）、総務省統計局の人口推計（各年）をもとに座間市で作成

(2) 女性の自殺者数と自殺死亡率

座間市の女性の自殺者数と自殺死亡率は年によってばらつきがあります。座間市の女性の人口は、平成24年、平成25年は横ばいで、平成26年で減少していますが、平成27年は平成26年と横ばいの状態で、平成28年には増加しています。

女性の全国自殺死亡率と全国人口は5年連続で減少しています。

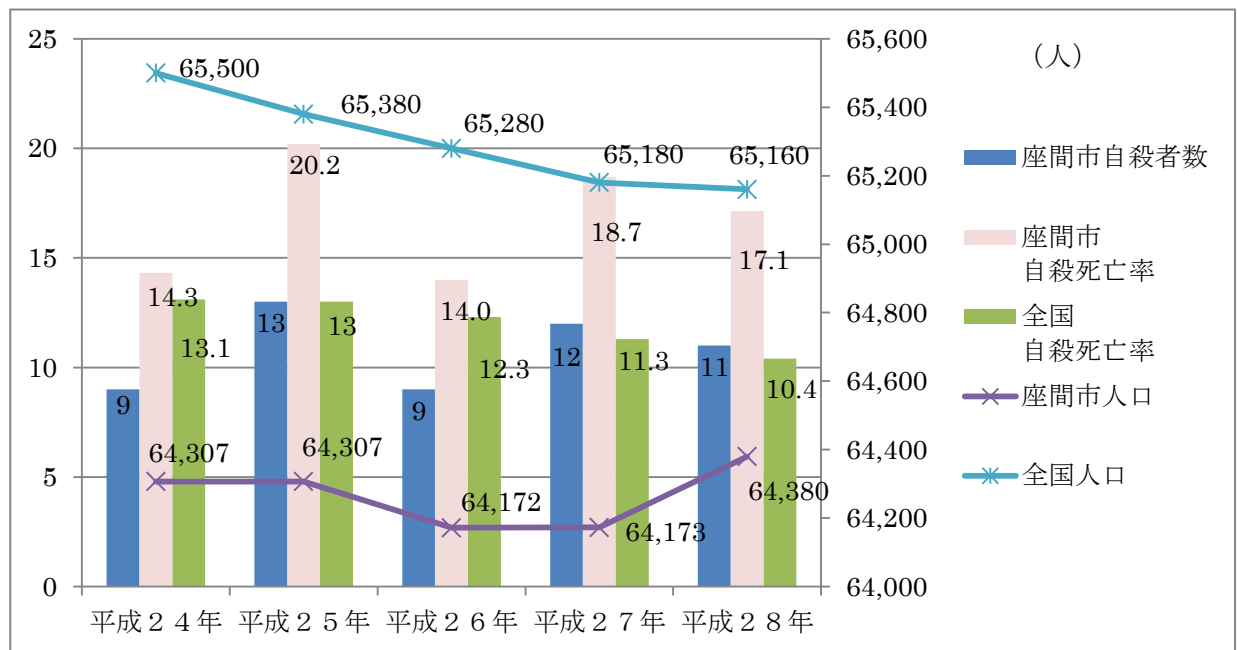
座間市と全国を比較すると、座間市の女性の自殺死亡率は全ての年で全国自殺死亡率を上回っており、座間市は全国と比較して女性の自殺死亡率が高いことがわかります。平成26年からの座間市の女性の人口は、毎年減少している全国人口と違い、増加しています。

やはり座間市の女性の人口と座間市の女性の自殺死亡率との因果関係は不明で、自殺死亡率が上下する要因も不明ですが、母数の少なさによることが1つの理由として考えられます。

○座間市と全国の自殺死亡率・人口の比較（女性）

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数を表したものです。

※全国人口は、1000分の1の人数で記載しています。



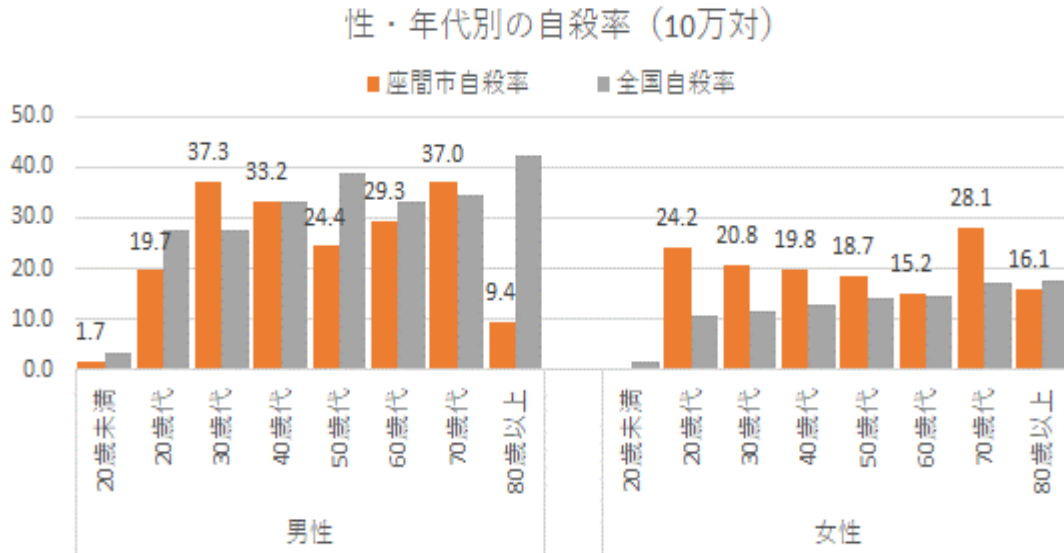
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺者数は各年自殺日・住居地統計）、座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成25～29年1月1日時点）、総務省統計局の人口推計（各年）をもとに座間市で作成

3. 性・年代別の自殺死亡率

平成24～平成28年の自殺者数の平均をもとに、性・年代別の座間市の自殺死亡率と全国の自殺死亡率を比較したものです。

男性は、座間市の30歳代、40歳代、70歳代の自殺死亡率が全国の自殺死亡率より高くなっていますが、それ以外の年代については全国の自殺死亡率以下になっています。

一方女性は、座間市の20歳未満と80歳以上の自殺死亡率が全国の自殺死亡率より低くなっているものの、それ以外の年代については全国の自殺死亡率より高くなっています。

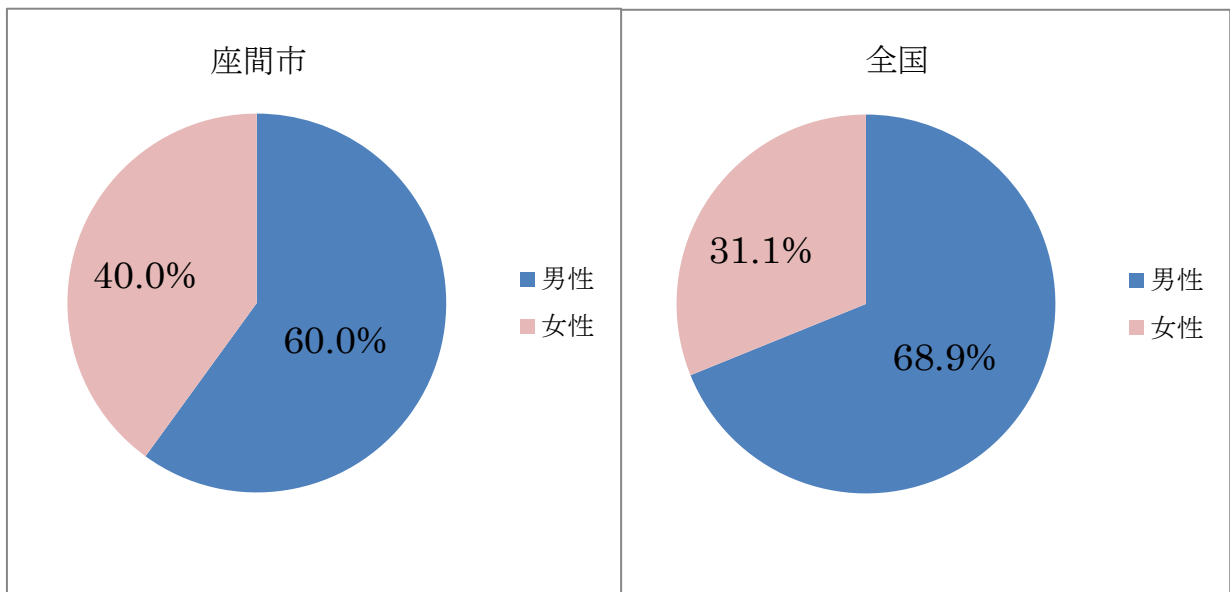


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

4. 男女の自殺割合

平成24～平成28年の自殺者数の合計をもとに、座間市と全国の自殺者数の男女割合を比較したものです。

座間市は全国に比べ、男性の自殺割合が低く、女性の自殺割合が高いことがわかります。



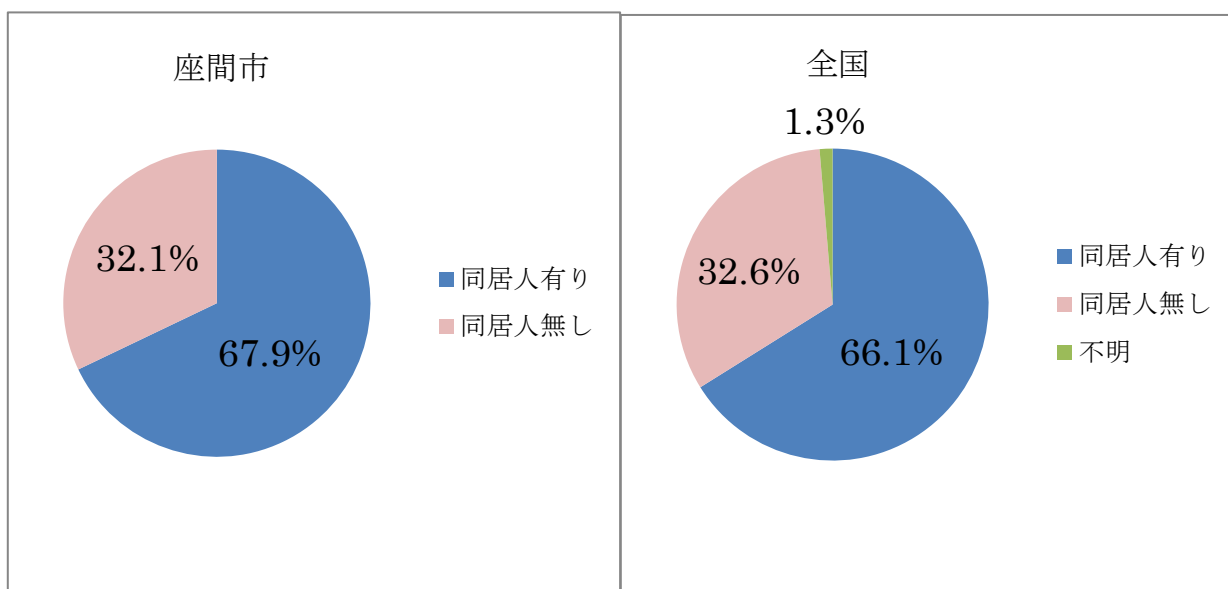
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

5. 男女の同居人の有無

平成24年～平成28年の自殺者数の合計をもとに、座間市と全国で自殺された方の同居人の有無を男女別の割合で表したものです。総じて同居人有りの方が3分の2以上を占めており、同居人がいるの方が、自殺死亡率が高いことがわかります。

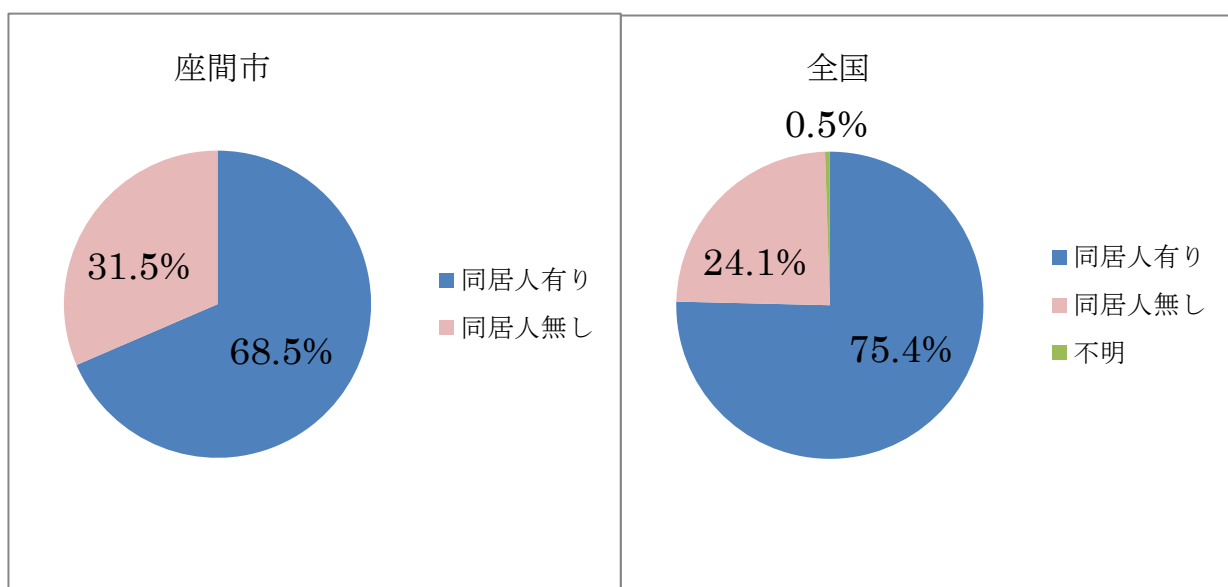
座間市と全国を比較すると、男性はほぼ変わりありませんが、女性に関しては、座間市は同居人無しの方の割合が高いことがわかります。

○同居人の有無の割合（男性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

○同居人の有無の割合（女性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

6. 男女の職業別

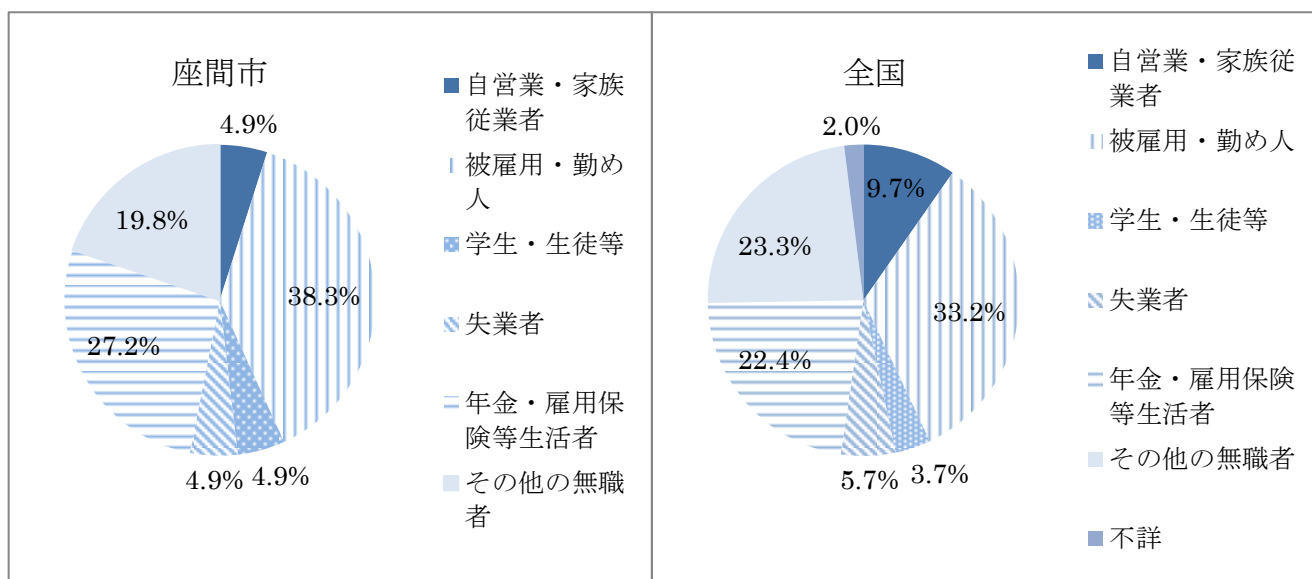
平成24年～平成28年の自殺者数の合計をもとに、座間市と全国で自殺された方を職業別に男女それぞれの割合を表したものです。

(1) 男性の職業別

男性は、有職者（自営業・家族従業者、被雇用・勤め人）の割合が43.2%、無職者の割合が56.8%となっています。有職者43.2%のうち、被雇用・勤め人の方の割合は38.3%であり、有職者の大部分を占めています。無職者56.8%のうち、年金・雇用保険等生活者の割合が27.2%、その他の無職者の割合が19.8%で、この2つが無職者の割合の大部分を占めています。

全国と比較すると、座間市は被雇用・勤め人の割合が5.1%、年金・雇用保険等生活者の割合が4.8%高く、反対に自営業・家族従業者の割合が4.8%、その他の無職者の割合が3.5%低くなっています。

○座間市と全国の職業別の割合（男性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

○座間市と全国の比較（男性）

男性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
自営業・家族従業者	4.9%	9.7%	-4.8%
被雇用・勤め人	38.3%	33.2%	+5.1%
学生・生徒等	4.9%	3.7%	+1.2%
失業者	4.9%	5.7%	-0.8%
年金・雇用保険等生活者	27.2%	22.4%	+4.8%
その他の無職者	19.8%	23.3%	-3.5%
不詳	0%	2.0%	-2.0%

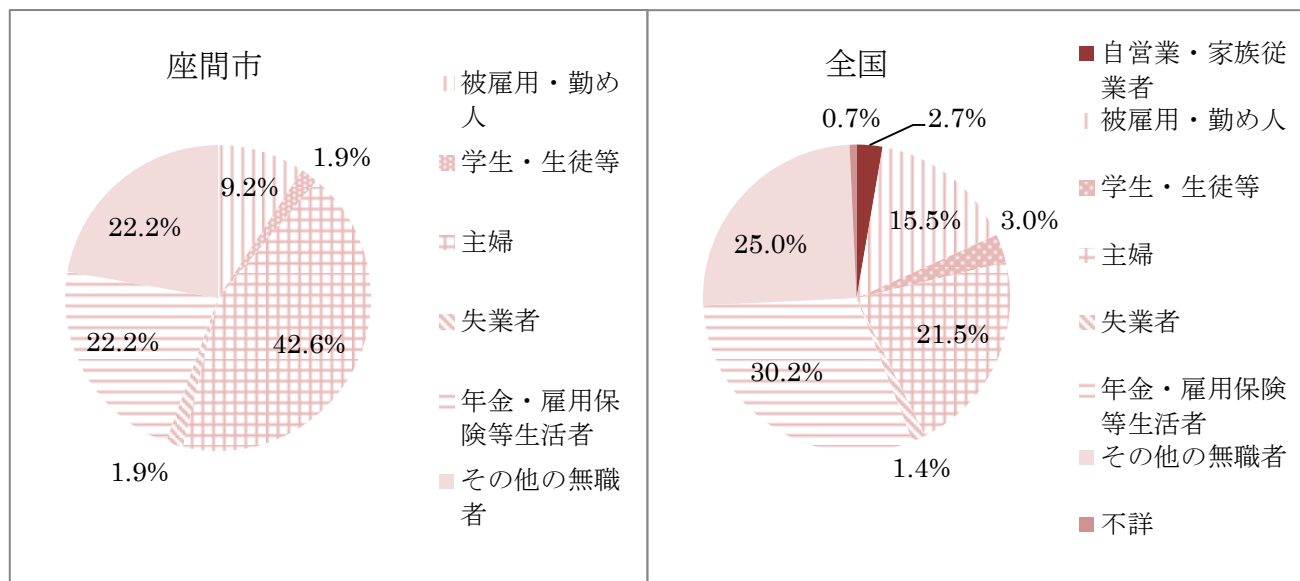
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

(2) 女性の職業別

女性は、有職者（被雇用・勤め人（自営業・家族従業者は自殺者無し））の割合が9.2%、無職者の割合が90.8%となっており、無職者の方の割合が非常に高くなっています。無職者のうち、主婦の割合が42.6%と最大で、次いで年金・雇用保険等生活者の割合が22.2%、その他の無職者の割合が22.2%となっています。

全国と比較すると、座間市は主婦の割合が21.1%高く、反対に被雇用・勤め人の割合が6.3%、年金・雇用保険等生活者の割合が8.0%低くなっています。

○座間市と全国の職業別の割合（女性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

○座間市と全国の比較（女性）

女性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
自営業・家族従事者	0%	2.7%	-2.7%
被雇用・勤め人	9.2%	15.5%	-6.3%
学生・生徒等	1.9%	3.0%	-1.1%
主婦	42.6%	21.5%	+21.1%
失業者	1.9%	1.4%	+0.5%
年金・雇用保険等生活者	22.2%	30.2%	-8.0%
その他の無職者	22.2%	25.0%	-2.8%
不詳	0%	0.7%	-0.7%

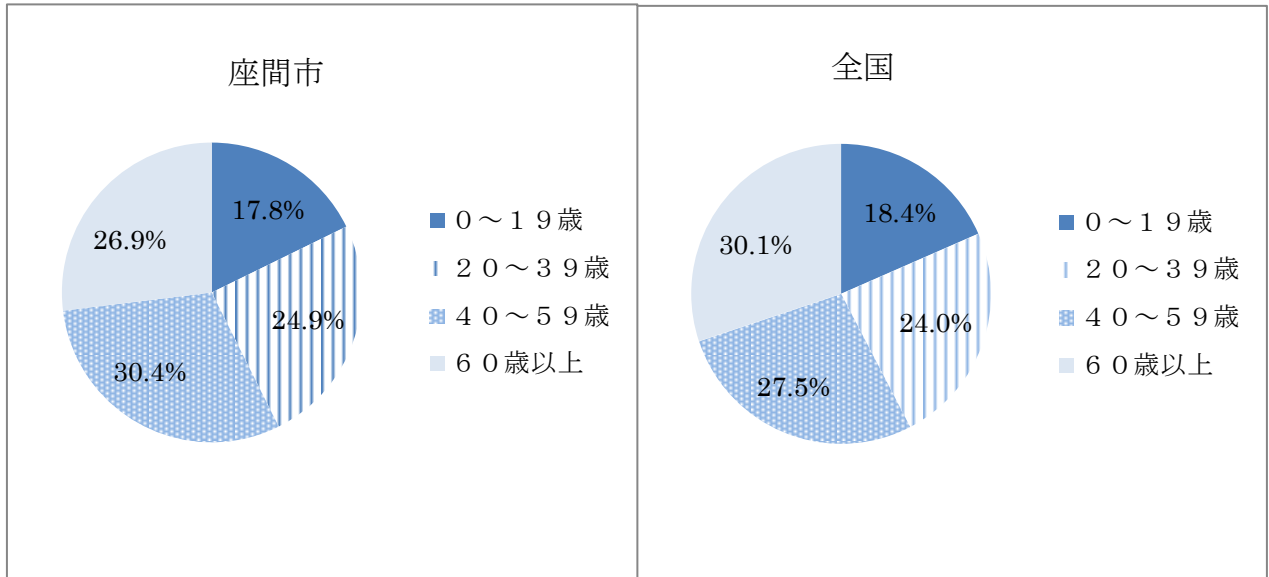
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

(3) 人口の年齢別

平成24年～28年の合計をもとに、座間市と全国の人口の年齢別の割合を男女別に表したものです。

座間市と全国を比較すると、男性は、20～39歳、40～59歳の人口が、女性は0～19歳、20～39歳、40～59歳の人口が全国の割合よりも高くなっており、働き世代や若者が多いことがわかります。

○年齢別の割合（男性）



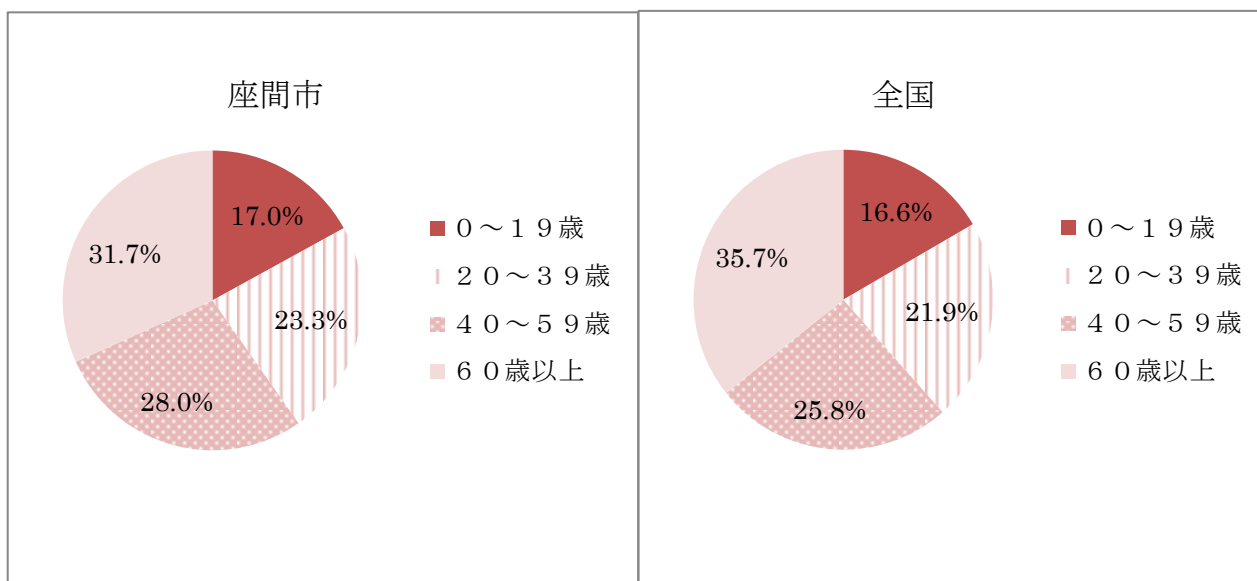
座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成25～29年1月1日時点）

○座間市と全国の比較（男性）

男性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
0～19歳	17.8%	18.4%	-0.6%
20歳～39歳	24.9%	24.0%	+0.9%
40歳～59歳	30.4%	27.5%	+2.9%
60歳以上	26.9%	30.1%	-3.2%

座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成25～29年1月1日時点）

○年齢別の割合（女性）



座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成 25～29 年 1 月 1 日時点）

○座間市と全国の比較（女性）

女性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
0～19歳	17.0%	16.6%	+0.4%
20歳～39歳	23.3%	21.9%	+1.4%
40歳～59歳	28.0%	25.8%	+2.2%
60歳以上	31.7%	35.7%	-4.0%

座間市ホームページ（町丁字別年齢別人口統計表平成 25～29 年 1 月 1 日時点）

(4) 座間市の昼間人口比率

座間市の昼間人口比率は83.7%であり、これは、全国で885位/966都市中（※特別区、町村除く）となっており、座間市の昼間人口は非常に少なく、昼間に市外へ通勤・通学している方が非常に多いことがわかります。

総務省統計局「統計で見る市町村のすがた」2015データより

以上(1)～(4)のデータより、男性の職業別の自殺者が全国と比較して被雇用・勤め人の割合が高く、また女性の職業別の自殺者が全国と比較して主婦の割合が高いこと理由の1つとして考えられることは、座間市の昼間人口が少ないことから、座間市が都心へのアクセスが良いため、ベッドタウンとしての側面があり、働き世代の被雇用・勤め人とその家族といった世帯が多く存在することです。

また、男性の年金・雇用保険等生活者の自殺者数が多いことも、退職した被雇用者が多く存在していることによるものと考えられます。

7. 男女の原因・動機別

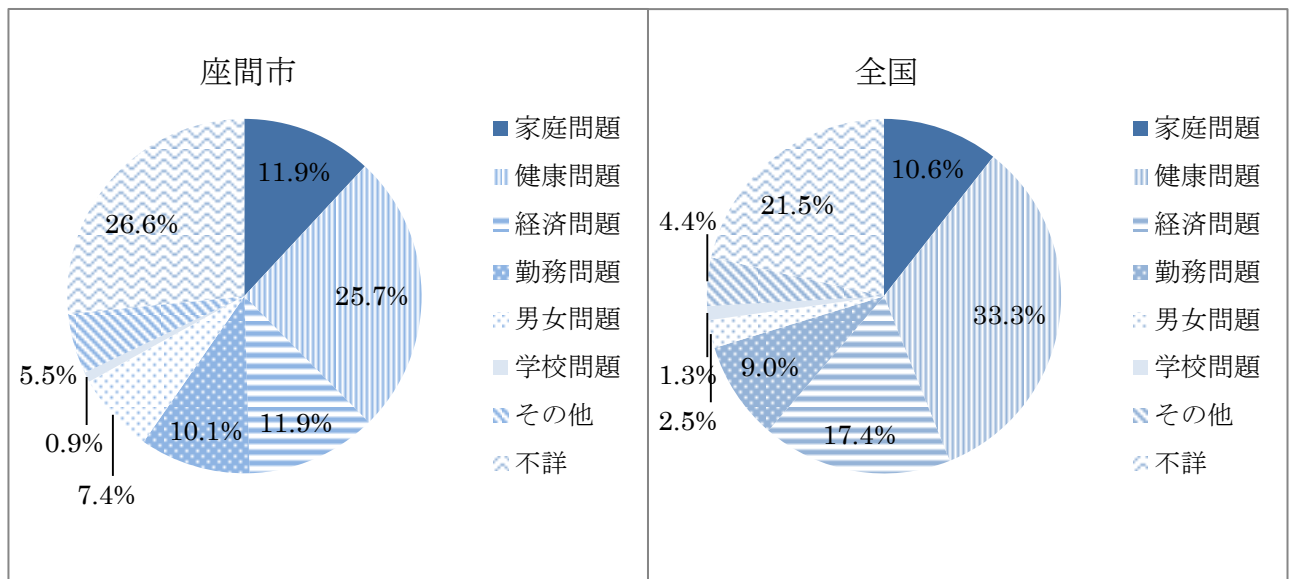
平成24年～平成28年の合計をもとに、自殺の原因・動機別に男女別で表したものです。（複数回答あり）

（1）男性の原因・動機別

男性は、不詳を除けば健康問題が25.7%と最も多く、次いで、家庭問題、経済問題の11.9%が続きます。

全国と比較すると、座間市は不詳を除けば男女問題が4.9%高く、反対に健康問題が7.6%低くなっています。

○座間市と全国の原因・動機別の割合（男性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

○座間市と全国の比較（男性）

男性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
家庭問題	11.9%	10.6%	+1.3%
健康問題	25.7%	33.3%	-7.6%
経済問題	11.9%	17.4%	-5.5%
勤務問題	10.1%	9.0%	+1.1%
男女問題	7.4%	2.5%	+4.9%
学校問題	0.9%	1.3%	-0.4%
その他	5.5%	4.4%	+1.1%
不詳	26.6%	21.5%	+5.1%

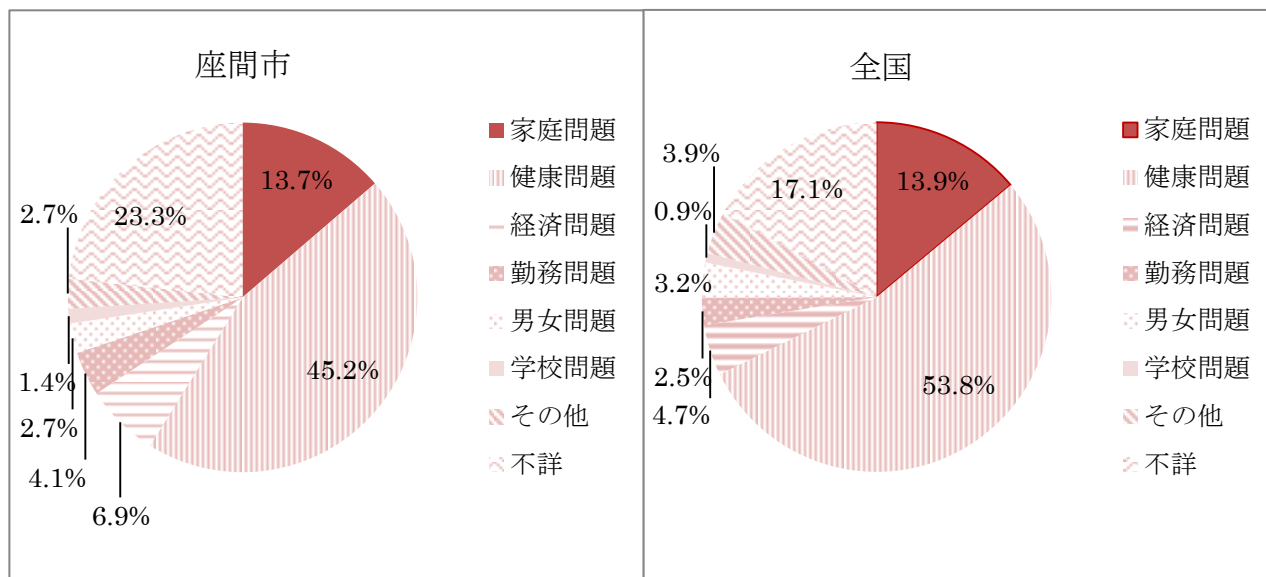
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

(2) 女性の原因・動機別

女性は、健康問題が45.2%と最も多く、次いで不詳を除けば家庭問題、経済問題が続きます。

全国と比較すると、座間市は不詳を除けば経済問題が2.2%高く、反対に健康問題が8.6%低くなっています。

○座間市と全国の原因・動機別の割合（女性）



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

○座間市と全国の比較（女性）

女性	座間市 (A)	全国 (B)	(A) - (B)
家庭問題	13.7%	13.9%	-0.2%
健康問題	45.2%	53.8%	-8.6%
経済問題	6.9%	4.7%	+2.2%
勤務問題	4.1%	2.5%	+1.6%
男女問題	2.7%	3.2%	-0.5%
学校問題	1.4%	0.9%	+0.5%
その他	2.7%	3.9%	-1.2%
不詳	23.3%	17.1%	+6.2%

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」をもとに座間市で作成

以上(1)、(2)のデータと、“6. 男女の職業別の(3)人口の年齢別の割合”より、男性の原因・動機別の自殺者が全国と比較して男女問題が高く、反対に健康問題が低く、また、女性の原因・動機別の自殺者が全国と比較して経済問題が高く、反対に健康問題が低くなっていることについては、男性は20～39歳、40～59歳の人口が、女性は0～19歳、20～39歳、40～59歳の人口が全国の割合よりも高く、働き世代や若者が多いことが考えられます。しかし、女性の経済問題による自殺者の割合が高いことについての原因は不明です。

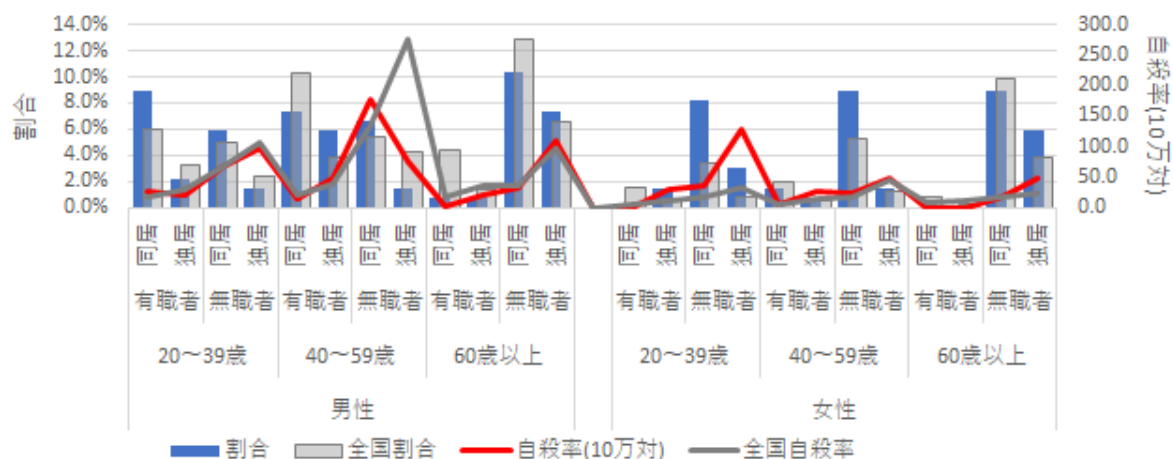
8. 座間市の自殺の概要

これまでのデータを性別、年代別、職業の有無、同居人の有無で再集計したものです。

男性は、自殺者数は60歳以上の無職者の同居の方が一番高くなっています。また自殺死亡率は、全国自殺死亡率と比較すると、40～59歳の無職者の同居の方が一番全国自殺死亡率を上回って高くなっています。

一方女性は、自殺者数は60歳以上の無職者の同居の方、40～59歳の無職者の同居の方が並んで高くなっています。また自殺死亡率は、全国自殺死亡率と比較すると、20～39歳の無職者の独居の方が一番全国自殺死亡率を上回って高くなっています。

○座間市の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較（グラフ）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

○座間市の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較（表）

性別	年齢階級	職業	同居	自殺者数	割合	座間市 自殺死亡率	推定 人口	全国 割合	全国 自殺死亡率	
男性	20～39歳	有職者	同居	12	8.9%	25.8	9284.5	6.0%	17.1	
			独居	3	2.2%	18.9	3182.0	3.3%	30.3	
		無職者	同居	8	5.9%	66.0	2422.5	5.0%	67.2	
			独居	2	1.5%	98.5	406.0	2.3%	105.9	
		40～59歳	有職者	同居	10	7.4%	13.7	14550.7	10.3%	20.0
				独居	8	5.9%	46.5	3440.7	3.8%	38.7
	無職者	同居	9	6.7%	176.9	1017.3	5.3%	133.2		
		独居	2	1.5%	76.1	525.3	4.2%	275.8		
	60歳以上	有職者	同居	1	0.7%	3.4	5908.3	4.5%	17.5	
			独居	1	0.7%	20.8	959.6	1.3%	36.9	
		無職者	同居	14	10.4%	32.3	8665.7	12.9%	36.0	
			独居	10	7.4%	109.4	1828.4	6.6%	96.2	
20～39歳		有職者	同居	0	0.0%	0.0	6,266.6	1.6%	6.1	
			独居	2	1.5%	29.4	1,361.9	0.7%	11.7	
無職者	同居	11	8.1%	35.4	6,210.4	3.3%	16.4			
	独居	4	3.0%	126.8	631.1	0.8%	33.7			
40～59歳	有職者	同居	2	1.5%	6.1	6,583.0	1.9%	6.4		
		独居	1	0.7%	26.7	748.4	0.5%	13.5		
	無職者	同居	12	8.9%	24.5	9,784.0	5.3%	17.0		
		独居	2	1.5%	46.6	857.6	1.2%	44.7		
	60歳以上	有職者	同居	0	0.0%	0.0	1,953.6	0.7%	7.6	
			独居	0	0.0%	0.0	463.6	0.2%	11.0	
無職者	同居	12	8.9%	17.4	13,766.4	9.9%	16.7			
	独居	8	5.9%	46.7	3,429.4	3.9%	24.0			

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

9. 座間市における優先的に対策を行うべき対象群

これまでの分析より、座間市が優先的に対策を行うべき対象群は、以下のようになります。

(1) 自殺者数の観点から（割合上位順）

上位5区分	自殺者数 5年計(人)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路の例
1位:男性 60歳以上無職同居	14	10.4%	32.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 20~39歳有職同居	12	8.9%	25.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3位:女性 40~59歳無職同居	12	8.9%	24.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	12	8.9%	17.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性 20~39歳無職同居	11	8.1%	35.4	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

(2) 全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点から（差引上位順）

上位5区分	(a)座間市 自殺死亡率	(b)全国 自殺 死亡率	差引 (a)-(b)	背景にある主な自殺の危機経路の例
1位:女性 20~39歳無職独居	126.8	33.7	93.1	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
2位:男性 40~59歳無職同居	176.9	133.2	43.7	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職独居	46.7	24.0	22.7	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性 20~39歳無職同居	35.4	16.4	19.0	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5位:女性 20~39歳有職独居	29.4	11.7	17.7	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」をもとに座間市で作成

座間市は（1）自殺者数の観点から見ると、男性の同居人有りの方が1，2位を占め、3～5位が女性の各年代の無職同居の方が占めています。これは全国的にも無職で同居の方が多いため、全国的な傾向と言えます。

一方、（2）全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点から見ると、座間市は女性の自殺死亡率が1，3，4，5位を占めており、また独居の方が1，3，5位を占めており、全国的な傾向に無い座間市の特徴がわかりました。

これらの結果を踏まえ、（1）の自殺者数からわかる全国的な傾向は**基本施策**で対応し、（2）全国自殺死亡率を上回る座間市自殺死亡率の観点からわかる座間市の特徴については、**1. ライフイベントに応じた女性への支援**、**2. 単身世帯への支援**の2つを**重点施策**として掲げて対応していくこととします。

第4章 座間市の目標

1. 座間市の目標



※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数

※平均自殺死亡率及び自殺死亡率は、自殺統計を使用

2. 目標の根拠

平成24年から平成28年の座間市の平均自殺死亡率は20.8であり、平成24年から平成28年の全国の平均自殺死亡率19.6よりも高くなっています。中でも、女性や単身世帯の自殺死亡率が高くなっています。

これらを踏まえ、座間市では、すべての市町村が共通して取り組むべき全体的な施策である基本施策に加え、ライフイベントに応じた女性への支援と単身世帯への支援の2つの重点施策、庁内各課で自殺対策として連携し推進できる施策をまとめた生きる支援の関連施策の3つの施策を挙げ、座間市の自殺死亡率を全国の水準まで下げたいと考えています。特に女性の自殺死亡率の減少については、早期に取り組むべき課題であると考えています。

女性の自殺死亡率を全国の水準まで減少させることができた場合、座間市の自殺死亡率は約20%減少します。そこで座間市は、平成24年から平成28年までの平均自殺死亡率20.8を、2023（平成35）年までの5年間で20%減少させ、自殺死亡率16.6を目標自殺死亡率とします。

- 国の数値目標：先進諸国の現在の水準まで減少させることをめざし、2026（平成38）年までに、平成27年の自殺死亡率18.5（平成27年人口動態統計数値）を30%以上減少させ、13.0以下とする。
- 神奈川県の数値目標：自殺死亡率（人口動態統計）を平成28年の14.6から、5年間で、15%以上減少させ、2021（平成33）年に12.4以下にする。

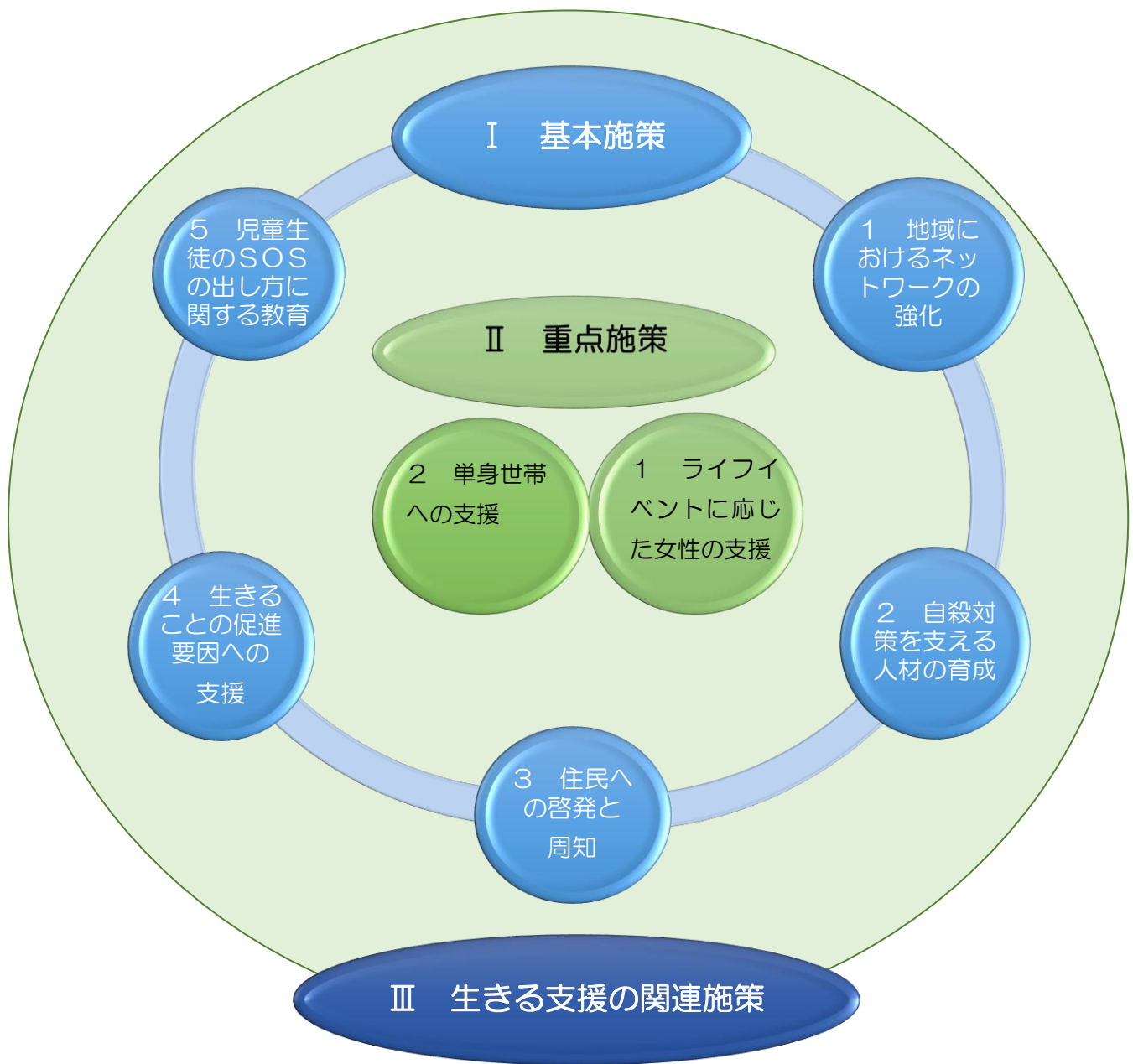
第5章 座間市の施策

○ 施策の体系

座間市の取り組む自殺対策は大きく3つの施策群で構成されています。

全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「Ⅰ基本施策」と、座間市における自殺の現状を踏まえてまとめた2つの「Ⅱ重点施策」、さらに座間市ですで行われている様々な事業を自殺対策と連携して推進するためにまとめた、「Ⅲ生きる支援の関連施策」です。

このように施策の体系を定め、それぞれの施策を連動させ「気づく“つなぐ”築く～いのちに寄り添う地域社会へ～」の実現を総合的に推進します。



I. 基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

自殺された方の多くが、仕事や収入、多重債務、住居、介護や育児、心身の病気、事故や災害など様々な状況や社会問題に直面し追い込まれていたにも関わらず、適切な支援を受けていなかったことがわかっています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、市民等が連携・協働し自殺の原因となる様々な問題の解決に取り組み、すべての人にとって「安心して暮らせるまちにする」ことが大切です。

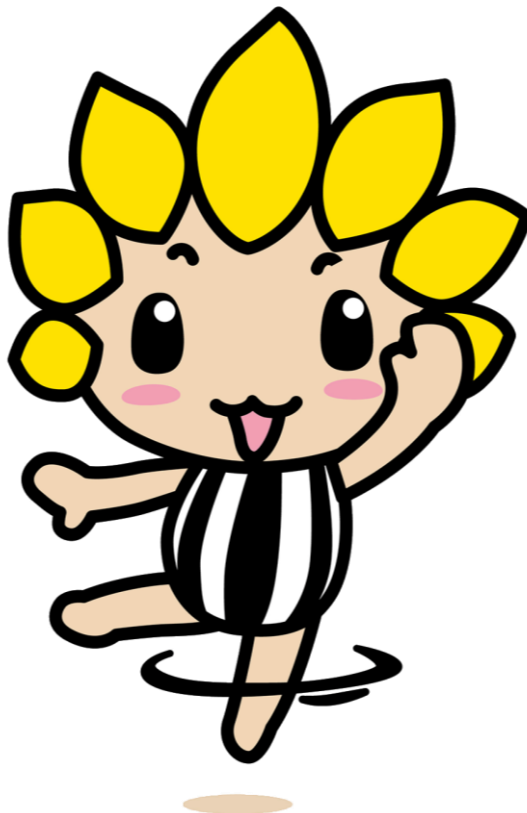
座間市では座間市自殺対策庁内連絡会等や「つなぐシート」を運用し、庁内各課の連携を図り包括的な支援の充実を目指します。また、庁内だけでなく、地域で活躍する関係団体や市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化を図り、相互の連携・協働の仕組みを構築することを推進します。

主な事業	内容	担当課等
座間市自殺対策庁内連絡会の開催	座間市自殺対策関係課が連携し、自殺対策を総合的、効果的に推進するため、自殺対策庁内連絡会を開催します。(関係課：企画政策課、職員課、市民協働課、広聴人権課、商工観光課、健康づくり課、介護保険課、福祉長寿課、生活援護課、子ども政策課、青少年課、消防管理課、教育指導課)	障がい福祉課
(仮称)座間市自殺対策連絡協議会の設置	行政および関係機関・関係団体等と連携を図り、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門家等を含めた、「(仮称)自殺対策連絡協議会」を設置します。	障がい福祉課
「つなぐシート」の運用 ※75ページ参照	複合的な困りごとを抱えた状況が続くことが、生活困窮や虐待、自殺等につながる場合が多いことから、「つなぐシート」を活用し、日々の窓口対応の中で、早い段階でこのような相談者を発見し、適切な各種行政サービスにつなげ、連携した支援を行うよう努めます。	庁内各課
地域包括ケアシステム推進	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供するための地域包括ケアシステムの実現を目指します。	介護保険課
関係機関との連携強化	自殺リスクの高い市民への対応や連携について、消防本部、警察、医療機関と検討します。	障がい福祉課

【評価指標】

座間市自殺対策庁内連絡会と（仮称）座間市自殺対策連絡協議会を開催し、庁内ならびに、関係団体との連携の強化を図ります。

座間市自殺対策庁内連絡会	年 1 回以上開催
（仮称）座間市自殺対策連絡協議会	年 1 回以上開催



2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える地域社会の形成は重要であり、地域のネットワークは有効な手段となります。そのため、地域のネットワークを支える人材の育成が必要です。自殺の多くは、「危険因子（失業・経済的な問題・心身の病気等）」が複雑に絡みあい、そこにきっかけとなる出来事が加わって引き起こされます。また、自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも食欲の低下・不眠・飲酒量が増える等の何らかのサイン(以下「自殺の危険性を示すサイン」という。)を発していることが多いといわれています。悩みを抱えた人が孤立しないよう、自殺の危険性を示すサインに早期に「気づく」ことができ、必要な支援や相談に「つなぐ」ことのできる人材として、座間市ではゲートキーパー（※74ページ参照）の育成を推進します。市職員、地域の関係団体等や市民を対象としたゲートキーパー研修を開催し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成します。

主な事業	内容	担当課等
ゲートキーパー研修 (職員)	新規採用職員とその他の職員に分けて、神奈川県と連携して、対象職員に合わせた内容のゲートキーパー研修を行います。窓口における各種相談等の機会を利用し、早期に自殺のリスクを抱えた人を発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成します。研修の中には「つなぐシート」の内容を盛り込み、連携した支援が行えるよう努めます。	障がい福祉課 職員課
ゲートキーパー研修 (市民・関係団体等)	市民や関係団体（座間市商工会や自助グループ等）等へ広く、積極的にゲートキーパー研修の参加を呼びかけ、市と連携した支援等を広げていくよう努めます。（協力課：生涯学習課）	障がい福祉課

【評価指標】

ゲートキーパー研修の終了後アンケート調査を実施し、次の数値目標を目指します。

ゲートキーパー研修	研修の内容について、理解できた参加者の割合が90%以上
-----------	-----------------------------

3. 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという状況は「誰にでも起こりうる」ことですが、それにも関わらず、その状況に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、自殺に追い込まれる状況に陥った場合は、誰かに助けを求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、座間市では積極的に自殺対策に関連した普及啓発を行います。また、自分の周りにもいるかもしれない自殺の危険性を示すサインを発している人の存在に気づき、相談につなぐことができるよう啓発をしていきます。

主な事業	内容	担当課等
自殺予防週間や自殺対策強化月間キャンペーンの実施	自殺対策基本法で規定されている、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に、広報やホームページで自殺対策に関する記事を掲載し自殺対策への理解が深まるよう情報提供します。あわせて、各種手続きや相談のために窓口等を訪れた市民に対し、相談先情報を掲載したリーフレットの配布等を行います。（協力課：戸籍住民課、市民税課、市政戦略課、図書館）	障がい福祉課
メンタルチェックシステム「こころの体温計」	ホームページやチラシ、ゲートキーパー研修等で「こころの体温計」の普及啓発に努め、こころの健康状態のチェックシステムの利用の案内と相談先の情報提供をします。	障がい福祉課
啓発資料への情報掲載・関係機関への情報提供	障がい者福祉のしおりや保健衛生のお知らせに相談先や「こころの体温計」の情報を掲載し周知を図ります。消防本部へも相談先等が掲載されたチラシを作成し情報提供します。市民便利帳への情報掲載等について、市政戦略課と協議します。	障がい福祉課 健康づくり課
情報コーナー運営事業	市民への情報提供窓口として、情報コーナーに自殺対策に関するリーフレット等を配架し、情報周知を図ります。また、神奈川県から情報提供される様々な自殺対策に関するチラシ等も配架し、広く市民の方へ周知します。	障がい福祉課 広聴人権課
各種イベントにおける周知	福祉パネル展（9月）、ふるさとまつり（11月）でパネル展示や啓発リーフレットの配布等を行い、情報周知を図ります。	障がい福祉課 福祉長寿課
ホームページ、啓発資料への情報掲載	SNS等を活用した相談支援について、国や神奈川県の動向を把握し、情報提供を行います。	障がい福祉課
自殺対策普及啓発	市民が自殺対策について理解が深められるようパンフレット等の作成を検討します。	障がい福祉課

【評価指標】

自殺対策に関するチラシを作成し様々な機会に情報提供し、啓発と周知に努めます。

啓発チラシの作成・配布	各年度チラシの配布 4000 部
メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」	継続的に運用していく



4. 生きることの阻害・促進要因への支援

自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、経済的安定、ライフスキル（問題対処能力）等の「生きることの促進要因」よりも、失業や多重債務、生活困窮、病気、孤独等の「生きることの阻害要因」が上回ったときとされています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることが重要です。座間市ではこの2つの要因への支援強化につなげ得る様々な取組を推進していきます。

（1）自殺リスクの高い人への支援の強化

自殺リスクの高い人は、さまざまな社会的要因を抱えていることがほとんどです。何かのきっかけで各窓口に来た際には、当該窓口で対応可能な問題について早急に対応するのはもちろんのこと、対応が難しい問題についても、必要に応じて適切な窓口・相談機関へつなげることで、生きることの阻害要因を減らしつつ、促進要因を増やしていきます。

主な事業	内容	担当課等
障がい福祉サービス	障害者自立支援給付の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じ相談窓口へつなぎます。	障がい福祉課
地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談業務、地域ケア会議の開催、高齢者の介護予防に資する活動、総合的な相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行います。	介護保険課
母子健康包括支援事業（子育て世代包括支援センターニューボラざまりん）	妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に母子保健コーディネーターがすべての妊婦やその家族に対し面接を行い、必要な情報提供・助言を行い、支援プランを作成します。面接時に課題を把握した場合には、継続的な支援のために必要な部署へつなぐなど、関係機関等への連絡調整も実施します。	健康づくり課
子育て支援センター管理運営事業	子育て家庭が抱える育児不安等の解消を図るため、地域の身近な相談場所として市内3か所に子育て支援センター（ざまりんのおうち ゆめ、ざまりんのおうち ひまわり、ざまりんのおうち かがやき）を設置しています。	子ども政策課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者の方が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者の方からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者の方に対するさまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより生活困窮者の方の自立の促進を図ります。	生活援護課

主な事業	内容	担当課等
徴収の緩和制度としての納税相談	納期限までに納税することが困難な住民に対し、分割納付等の納税相談に対応します。	収納課
救急医療情報キット配布事業 (福祉長寿課) MQ キット (障がい福祉課)	救急時における高齢者・精神障害者の安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医や薬剤情報提供書(写)等の医療情報を自宅で保管するためのキットを窓口にて希望する方に配布します。	障がい福祉課 福祉長寿課 消防本部
啓発資料への情報掲載(再掲) 職場におけるメンタルヘルス	障がい者福祉のしおりや啓発チラシに「働く人の労働相談」の案内等を掲載、また、ポスター等でも周知し、神奈川県と連携して職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。	障がい福祉課
情報コーナー運営事業(再掲) 地域におけるこころの健康づくり	神奈川県と連携し、「こころの電話相談」や特定相談(依存症電話相談・自死遺族電話相談・ピア電話相談)、精神保健相談、アルコール関連問題の研修会、自殺対策強化月間に行われるうつ病講演会の周知を情報コーナー等で広く市民に行います。	障がい福祉課 広聴人権課
啓発資料への情報掲載(再掲) 地域におけるこころの健康づくり	障がい者福祉のしおりや啓発チラシに「こころの電話相談」や特定相談(依存症電話相談・自死遺族電話相談・ピア電話相談)、精神保健相談の案内を掲載し、神奈川県と連携し、孤立を防ぎ、自殺の予防への取り組みを行います。	障がい福祉課
情報コーナー運営事業(再掲)	神奈川県が実施する、複数の分野にまたがる相談内容にワンストップで対応する「包括相談会」「暮らしとこころの相談会」の周知を図ります。	障がい福祉課 広聴人権課
鉄道駅等における安全確保	踏切や鉄道の駅における安全確保の効果的な対策について検討します。	障がい福祉課

(2) 自殺未遂者への支援

自殺を試みるほど追い込まれている自殺未遂者の方については、まず生命の確保を最優先し、自殺行為に至った社会的要因を丁寧に分析し対応することで、生きることの阻害要因を減らしつつ、促進要因を増やしていきます。

主な事業	内容	担当課等
救急活動事業	救急活動では、自殺や精神疾患等の方と接するため、関係部署につなげるための情報の提供、継続的な支援への接点となります。	消防管理課
関係機関との連携強化（再掲）	自殺リスクの高い市民への対応や連携について、消防本部、警察、医療機関と検討します。	障がい福祉課

(3) 遺された人への支援

大切な方を自死で失うという経験をされた自死遺族は、心に深い苦しみを抱えており、心のケアが必要で、地域における支援活動等を推進していきます。

主な事業	内容	担当課等
自死遺族の会	自死遺族の会を年3回開催します。大切な方を自死で失った方々がつどい、それぞれの思いなどを語り合う場を提供し、自死遺族の心を支える活動を行います。	障がい福祉課
自死遺族への情報周知	自死遺族の会や各種相談先の情報等、自殺対策に関連する情報を、市政戦略課に依頼し広報へ掲載します。またホームページへも掲載し情報周知に努めます。消防本部へも情報提供します。自死遺族の会のリーフレット設置やポスター掲示について、庁内、企業や関係団体に働きかけます。	障がい福祉課

5. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

未来ある未成年の自殺は大変痛ましいものです。そのような事態を招かないよう、日頃より児童生徒が命の大切さを実感できる教育を行うことが必要です。また、将来児童生徒は大人になります。社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOS の出し方に関する教育」）は、将来の自殺リスクを減少させる一助となり、推進することが求められています。また、教職員等に対しても、児童生徒に SOS の出し方を教えるだけでなく、児童生徒が出した SOS に気づくことができるよう、知識や技術の普及啓発に努めます。

主な事業	内容	担当課等
自殺対策普及啓発	神奈川県が実施する自殺対策に関する出前講座にて相談先等の情報提供を行います。	障がい福祉課
教育相談事業（子どもいじめホットライン含む）	教育研究所に教育相談員、教育心理相談員、心理判定支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者等の電話・来所による相談を行い課題解決を図ります。また、巡回教育相談等、学校や教員の支援も行います。	教育指導課
教育相談事業（市内全小学校）	市内全小学校に学校教育心理相談員を配置し、教育相談および支援の充実を図ります。	教育指導課
教育相談事業（市内全中学校）	市内全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談および支援の充実を図ります。	教育指導課
教育支援教室「つばさ」	教育支援教室「つばさ」において、心理的要因により学校生活に適應できない不登校児童生徒を対象に社会や集団に対する適應指導を行います。	教育指導課
啓発資料への情報掲載（再掲）	市が実施する「子どもいじめホットライン」、県が実施する「24 時間子どもいじめ SOS ダイヤル」、「かながわ子ども若者総合相談事業」や「チャイルドライン（NPO 法人）」を啓発資料に掲載し周知を図ります。	障がい福祉課 教育指導課

Ⅱ. 重点施策

1. ライフイベントに応じた女性への支援

「第3章 座間市の自殺の現状」より、座間市の自殺者の男女比に関しては男性の自殺者の数が多くなっていますが、自殺死亡率という観点から見ると、女性の自殺死亡率に関しては各年代、有職無職及び独居同居問わず、ほぼ全国平均を上回っており、全国平均を大幅に上回っている年齢層も存在しています。

そこで座間市は各年代の女性に対応するため、ライフイベントに応じた支援を行っていきます。出生、就学、就労、結婚、出産育児、教育、介護、世帯員との死別等それぞれのライフイベントにおいて、時にはストレスや悩みを抱えることもあり、また、国で定めた自殺対策大綱においても、妊産婦に対する支援の重要性について記されています。

座間市においては女性のライフイベントに応じた支援を進めていくものの、女性への支援には、パートナーや子どもなど女性を取り巻く周囲の方々への支援も必要であり、また、ライフイベントは男女を問わず訪れるものであるため、施策は男女を問わず、ライフイベントに応じた支援を取り上げています。

(1) 乳幼児期・学童期・思春期

この時期は心身に関する疾患や、親族等からの虐待や家族関係の不和、学校での人間関係の不和からくるストレス、友人関係、いじめ、不登校、非行、進路・進学などで様々な悩みに遭遇することがあります。その中でも第一次成長期から第二次成長期になると、身体の変化や社会性の構築を身に着けていくなど目まぐるしい心身の発達を伴う多感な時期となり、非常にたくさんの問題に遭遇する可能性が考えられます。

対応施策：対応施策一覧表1 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫

(2) 青年期

子どもから大人に成長する過程であり、アイデンティティを確立し、自我を形成していく時期です。就職してみたら自分の思っていたような業務内容、会社ではないと感じたり、ハラスメントや過重労働、失業や低賃金等の労働問題に遭遇したり、奨学金の返済といったような金銭問題・貧困問題であったり、その時期の失敗からひきこもりとなったり、友人関係や異性関係等の人間関係での不和等、自身の思い描いていたものと現実とのギャップに傷つき思い悩む可能性が考えられます。

対応施策：対応施策一覧表1 ⑪、⑫、⑬、⑮、⑯

(3) 成人期

社会の一員として社会的、経済的にも自立し、社会の構成員として家庭を築いたり、仕事や社会で自身の地位を確立していきます。結婚、出産、世帯での家計・食事管理等により、単身であった生活基盤が複数での生計を立てるようになっていく人もいれば、会社での立ち場も徐々に経験を重ね、役割を持つようになる人もいます。その際に、夫婦間の不和、DV被害、妊娠時の不安、出産後の産後うつ、育児不安・ストレス、複数世帯となることによる家計の圧迫や休業による収入減等からくる生計維持困難、労働からくるストレスなど、一人だけのことではない問題に直面することが考えられます。

対応施策：対応施策一覧表1 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯

(4) 壮年期

家庭、職場及び地域などで求められる社会的な責任が増していく時期となり、子どもを育て独立させる家庭的な役割と社会で次世代を育てていく役割と同時に自身が退職に向かい、年齢的な老いを受け入れていく段階となります。その中で子どもの病気、不登校、いじめ、ひきこもり問題、進路・進学、子どもの独立や自身の退職あるいは、失業からくる貧困、離婚、親族の介護や死別、老いの実感など様々な問題や悩みが想定され、さらに、今まで育ててきた子どもの巣立ち、今まで築いてきた社会的地位を突然の失業や定年により失う体験、両親の死別等喪失体験や、またその状況を改善しなければならないというプレッシャーで思い悩むことも考えられます。

対応施策：対応施策一覧表1 ①、②、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯

(5) 老年期

年齢からくる体力の衰えや認知機能の低下、親族や友人との死別、定年退職等による社会的立場の喪失といった喪失体験を経験していきます。そして、年齢を重ねることで生活の場所が職場から家庭や地域へ、また家から施設や子どもの家へ、さらには、施設等から病院等へと状況によってめまぐるしく居場所が変わることがあり、それに対応をしていかなければなりません。そこで自身の経験を活かし積極的に孫の世話等の育児のサポートや地域の活動に参加したり、自身の趣味活動を行うなど家族や社会とうまく関わり生活できる人もいれば、うまく社会参加できずひきこもってしまったたり、両親や配偶者等への介護に追われる日々を過ごしたり、身近な人の病気や死別によって孤独に陥る等の可能性や、或いは、親族からの虐待であったり、収入低下による生活苦といった状況に陥ってしまう可能性も考えられます。

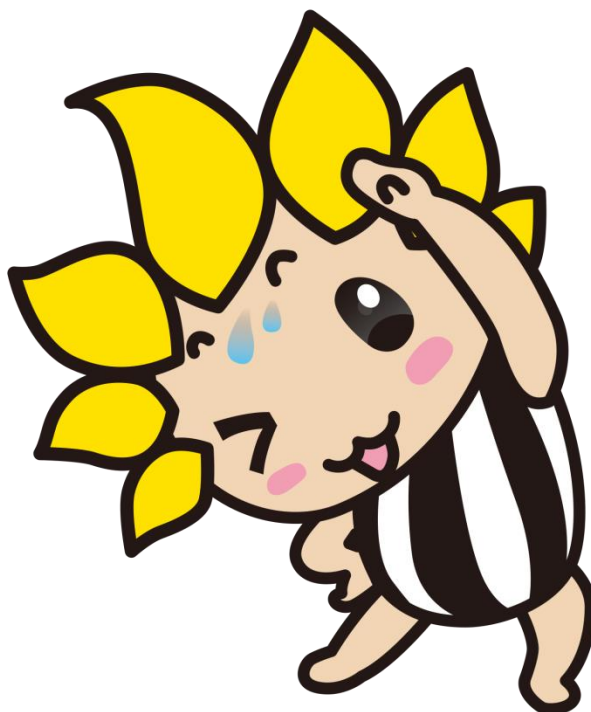
対応施策：対応施策一覧表1 ⑫、⑬、⑭、⑮

対応施策一覧表 1

主な施策	内容	担当課等
① 母子健康包括支援事業 (子育て世代包括支援センター ネットワーク まりん)	妊娠届出時(母子健康手帳交付時)に母子保健コーディネーターがすべての妊婦やその家族に対し面接を行い、必要な情報提供・助言を行い、支援プランを作成します。面接時に課題を把握した場合には、継続的な支援のために必要な部署へつなぐなど、関係機関等への連絡調整も実施します。	健康づくり課
② 産婦健康診査	産後間もない時期にある産婦の身体的機能の回復や授乳の状況及び精神状態の把握等を行います。産後2週間、1か月健診時にアンケートを実施し、課題の有無のスクリーニングを行います。抽出された課題に対し医師等が聞き取り、精神科等の医療機関や行政の介入が必要な場合、連携しながら母子を支援します。	健康づくり課
③ 4か月児健康診査	生後4～5か月児を対象にした集団健診で、健診内容は、問診、診察、計測 保健指導等 離乳食、栄養指導、発達相談、予防接種相談等を実施します。事後フォローとして、受診勧奨電話や健診時の所見に対するフォロー電話・訪問等を実施します。未受診者対応は、はがきや訪問で勧奨実施します。	健康づくり課
④ 8～10か月児健康診査	生後8か月～11か月誕生日前までの児を対象とした、指定医療機関での個別健診で、健診内容は、運動機能・精神発達・発育及び栄養状況の確認と、その他疾患の早期発見のための保護者への問診、児への視診・触診等を実施します。また、事故防止等を含んだ保健指導及び予防接種状況を確認し、健診票アンケートから電話でのフォローを実施、未受診者については、1歳到達時における文書で状況を把握します。	健康づくり課
⑤ 1歳6か月児健康診査	内科は1歳7か月～9か月、歯科は2歳誕生日前までの児を対象に内科は個別健診、歯科は集団検診を実施します。内科は、発達・発育の確認を医師が実施し、歯科は集団健診とし、保健師による問診、育児・栄養・心理相談等の個別支援と、歯科衛生士による受診者全員への歯みがき指導を実施します。事後指導として、所見に対するフォロー電話を実施します。未受診者対応は、未受診者へはがきにて受診勧奨します。受診期間が過ぎても受診がない場合は訪問を実施します。	健康づくり課

⑥ 2歳児歯科健康診査	2歳1か月～6か月未満の児を対象にした集団歯科健診。保健師の問診、歯科診察、歯科指導及び予防処置、1歳6か月児健診で発達フォロー者への指導等を実施します。また、1歳6か月児健診内科歯科ともに未受診であり、当該健診も対象月に受診がない場合には、受診勧奨ハガキを送付します。	健康づくり課
⑦ 3歳6か月児健康診査	3歳6か月～4歳の誕生日の前日までの児を対象とした集団健診を実施します。視覚・聴覚を含め、内科、歯科健診を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達状況を確認し、保健師による問診にて、必要時、育児・栄養・心理相談の個別支援や、歯科衛生士による歯科指導を実施します。対象月に受診がない場合は、受診勧奨はがきを送付、有所見者へはフォロー電話等を実施します。未受診者対応等については、再勧奨のはがきを送付し、所在確認を視野に入れた訪問も実施します。	健康づくり課
⑧ 母子保健相談指導	親子相談、親子教室、赤ちゃん教室、育児相談、幼児教室、母親父親教室、新生児訪問指導等、事業内容により臨床心理士や保健師、助産師、栄養士等により保健指導を実施します。事業利用者に対し、継続支援が必要な場合は健診や相談、地区担当保健師による電話・訪問などでフォローします。	健康づくり課
⑨ 次世代育成相談事業	親の抱える育児上の疑問、不安、心配事に対し、保健師等の専門相談員を配置し、関係機関と連携して対応します。	子ども政策課
⑩ 教育相談事業	教育研究所に教育相談員、教育心理相談員、心理判定支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者等の電話・来所による相談を行います。また、巡回教育相談等、学校や教員の支援も行います。	教育指導課
⑪ 青少年相談業務	義務教育終了後から30歳未満までの青少年とその家族等を対象とした、不登校、ひきこもり及び非行等の青少年に対する相談業務を行います。	青少年課
⑫ DV相談事業	配偶者等からの暴力被害者に対して相談や一時保護などの支援を行います。	広聴人権課
⑬ 一般相談委託事業	市の委託事業で、障害福祉サービスの利用までに至っていない障がい者やその家族の日常の困りごとの相談に対応します。	障がい福祉課

⑭ 地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談業務、地域ケア会議の開催、高齢者の介護予防に資する活動を行います。	介護保険課
⑮ 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の方からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者の方に対するさまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより生活困窮者の方の自立の促進を図ります。	生活援護課
⑯ 啓発資料への情報掲載 (再掲) 職場におけるメンタルヘルス	障がい者福祉のしおりや啓発チラシに「働く人の労働相談」の案内等を掲載、また、ポスター等でも周知し、神奈川県と連携して職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。	障がい福祉課



相談先

○健康づくり課 ○子ども政策課
 策課 ○教育指導課 ○広聴
 人権課 ○子育て支援セン
 ター

主な対応重点施策

対応施策一覧表 1

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、
 ⑧、⑨、⑩、⑫

相談先

○青少年課 ○障がい福祉
 課・一般相談委託 ○生活援
 護課 ○広聴人権課

主な対応重点施策

対応施策一覧表 1

⑪、⑫、⑬、⑮、⑯

相談先

○健康づくり課 ○子ども政策課
 ○教育指導課 ○生活援護課
 ○障がい福祉課・一般相談委託
 ○広聴人権課

主な対応重点施策

対応施策一覧表 1

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、
 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯

相談先

○教育指導課 ○生活援護課
 ○障がい福祉課・一般相談委託
 ○広聴人権課

主な対応重点施策

対応施策一覧表 1

①、②、⑨、⑩、⑪、
 ⑫、⑬、⑮、⑯

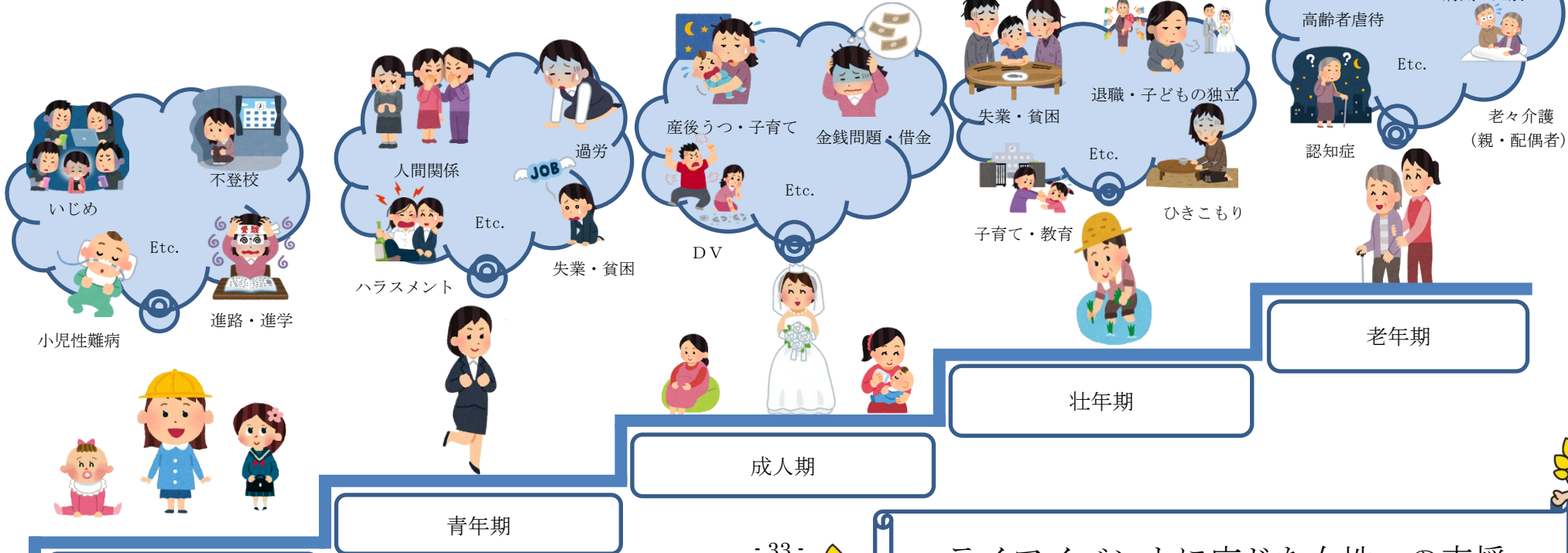
相談先

○介護保険課（地域包括支援セ
 ンター） ○生活援護課
 ○障がい福祉課・一般相談委託

主な対応重点施策

対応施策一覧表 1

⑫、⑬、⑭、⑮



乳幼児期・学童期・思春期

青年期

成人期

壮年期

老年期

2. 単身世帯への支援

座間市の自殺死亡率の観点から見ると、「第3章 座間市の自殺の現状8. 座間市の自殺の概要」の表において、女性ではほとんど全国自殺死亡率を上回っており、特に20～39歳の無職者独居の自殺死亡率が高くなっています。また、「第3章 座間市の自殺の現状9. 座間市における優先的に対策を行うべき対象群 ○自殺死亡率の観点から（差引上位順）」の上位5区分のうち1, 3, 5位は独居、つまり単身世帯となっています。このような現状の中、単身世帯が相談機関へ赴いて相談することや、また単身世帯で支援が必要としている人を発見し、相談先若しくは必要に応じて医療機関につなげるということは非常に困難なことではありますが、自殺対策としては有効です。

そのため、地域社会において自分の身の回りにSOSを出している人がいること、また、そのような人が自殺をしてしまう可能性があること、そして、必要な社会資源や相談先につなげることで救われる人がいるということを認識し、さらにそのような意識を地域に構築していく必要があります。地域社会でSOSを出している人に気づき、必要な機関につなげる、若しくは情報を提供できるような人材を育成するとともに、地域のネットワークの構築を図ります。

(1) 「気づく」施策

悩み苦しみSOSを出している人が単身で生活をしている場合、同居人がいる人と比べるとそのSOSに気づくことのできる可能性は低くなると考えられます。単身者に対しての支援で重要になってくることは、自殺が「個人の問題」ではなく、「社会の問題」であり、社会の努力によって避けることができるということを地域に理解してもらうことです。もし地域社会に悩みを抱え苦しみSOSを出している人がいた時に、地域住民や社会資源、行政が見逃さずその人に「気づく」ことが必要です。

対応施策：対応施策一覧表2

(2) “つなぐ”（「つながる」「つなぐ」）施策

気づくことができた際に、直接関係機関に「つなぐ」、または悩みを抱えている人が孤立しないよう寄り添い、悩みの原因を明らかにし、信頼関係を築いてその人と「つながり」、それぞれの悩みの解決に向けて関係機関へ「つなぐ」ことが必要です。

対応施策：対応施策一覧表2

(3) 「築く」施策

ひとりひとりが地域社会の一員であると感じ、地域の人々をつながることで、社会資源や支援者が繋がります。その結果、地域全体で見守り、みんなで支え合い助け合える街、生きることに希望の持てる社会を「築く」ことが必要です。

対応施策：対応施策一覧表2

対応施策一覧表2

主な施策	内容	担当課等
ゲートキーパー研修（再掲）	市民や関係機関等を対象としたゲートキーパー研修を実施し、市と連携した支援を広げていくよう努めます。（協力課：生涯学習課）	障がい福祉課
自殺対策普及啓発（再掲）	自殺対策の普及啓発のためのチラシ等を配布し、そこに関係相談先一覧を掲示し、より多くの人にこころの不調時に相談できる相談先の情報を提供します。	障がい福祉課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給）	生活困窮者の方のうち離職等の事由により経済的に困窮し、居住困難になった方であって、就職を容易にするため住宅を確保する必要があると認められる方に対し給付金を支給します。	生活援護課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）（再掲）	生活困窮者の方が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者の方からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者の方に対するさまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより生活困窮者の方の自立の促進を図ります。	生活援護課
社会福祉法に定める現業を行う所員が行う事務	生活保護の措置を実施するにあたり、生活保護の方に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行います。	生活援護課
「つなぐシート」の運用（再掲）	複合的な困りごとを抱えた状況が続くことが、生活困窮や虐待、自殺等につながる場合が多いことから、「つなぐシート」を活用し、日々の窓口対応の中で、できる限り早い段階でこのような相談者を発見し、適切な各種行政サービスにつなげ、連携した支援を行うよう努めます。	庁内各課
一般相談委託事業（再掲）	市の委託事業で、障がい福祉サービスの利用までに至っていない障がい者やその家族の日常の困りごとの相談します。	障がい福祉課
啓発資料への情報掲載（再掲）職場におけるメンタルヘルス	障がい者福祉のしおりや啓発チラシに「働く人の労働相談」の案内等を掲載、また、ポスター等でも周知し、神奈川県と連携して職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。	障がい福祉課
地域包括支援センターの運営（再掲）	高齢者の総合相談業務、地域ケア会議の開催、高齢者の介護予防に資する活動を行います。	介護保険課

<p>民間団体との連携強化</p>	<p>市内民間団体等で自殺対策に資する事業を行っている団体を調査し、協力及び連携を求め、民間団体の連携先の増長等連携の強化を図っていきます。</p> <p>協力機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人ワンエイド <p>生活に困難を抱える人たちの居所の設定に困難を抱えている人への住まいや暮らしの総合相談、生活困窮者の方に対しての食糧支援（フードバンク）、たすけあいネットのネットワークづくりを目指す団体です。</p>	<p>障がい福祉課 福祉長寿課 生活援護課</p>
-------------------	---	-----------------------------------



Ⅲ. 生きる支援の関連施策

番号	部	課	事業名	事業内容	特記事項	自殺対策としての機能
1	市長室	市政戦略課	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	座間市のホームページ、ツイッターによる情報発信、広報誌等の編集発行など、行政に関する情報・生活情報の掲載を行います。		市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、担当課からの依頼に基づいて自殺対策に関する情報を、直接市民に提供する機会になります。
2	市長室	市政戦略課	マスコミリリース	行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待されます。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としています。		担当課からの依頼で、自殺対策等に関する具体的な取組等がある場合は、内容に盛り込むことで、住民に対し施策の更なる周知と理解の促進を図ることができます。
3	市長室	市政戦略課	市民便利帳の発行	行政のしくみや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように市民便利帳を発行します。		担当課からの依頼で、自殺対策に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ることができます。
4	企画財政部	収納課	徴収の緩和制度としての納税相談	納期限までに納税することが困難な住民に対し、分割納付等の納税相談に対応します。		納税が困難な市民の中には、経済的問題を抱えている場合もあり、相談に対応することで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じること

						ができます。
5	総務部	職員課	職員課保健師の健康相談	心の健康、職場の対人関係、同僚・部下が心配等の相談に対応します。		市民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺対策に関わる支援者への支援に繋がります。
6	総務部	職員課	ゲートキーパー研修事業	心のサポーター研修（庁内研修）により、相手の顔色や態度から心の不調や自殺のサインに気づき、相談に乗りながら専門相談機関などへ繋がります。（「心のサポーター」になる基礎を学びます。）		職員がゲートキーパーの知識を得ることで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
7	総務部	財産管理課	総合案内	総合案内にて、申し出内容を基に適切な部署へ案内をします。		困っていることの担当窓口がわからない市民に対し、適切に窓口につなげ、悩みの解決を促します。
8	総務部	財産管理課	庁内掲示の許可	庁内掲示板等に掲載するポスターなどの許可、管理を行います。		自殺対策に関連したポスターの掲示を担当課の申請により許可します。
9	市民部	戸籍住民課	窓口業務（支援措置など）	転入出届の受付や住民票の発行、支援措置の登録、戸籍各種届の登録などの窓口業務を行います。		転入等の窓口対応をしていく中で、市民の困りごとに気づき、必要に応じて庁内で連携するなど支援への接点となります。
10	市民部	広聴人権課	情報コーナー運営事業	市民への情報提供窓口として、各所属で保有する行政資料やその他の資料を収集、整理、保管し、閲覧します。		自殺対策計画や、自殺予防のチラシやポスターを配架することで、自殺に関する周知を行います。

11	市民部	広聴人権課	消費生活啓発事業	消費生活の安定向上のための啓発事業を実施します。		詐欺などの被害は精神的、経済的問題などの自殺の原因となる可能性があり、啓発を進めることで、自殺を未然に防ぎます。
12	市民部	広聴人権課	消費生活相談事業	消費生活に関する相談全般に対する助言や、被害を受けた方の救済の斡旋をします。		詐欺などの被害を受けた方の話を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
13	市民部	広聴人権課	市民相談事業	日常生活での困りごと等の相談を窓口や電話で受けるほか、市民が抱える様々な悩みや問題の内容に応じた専門相談（弁護士による法律相談等）の機会を設けます。		市民からのさまざまな相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
14	市民部	広聴人権課	DV相談事業	配偶者等からの暴力被害者に対して相談や一時保護などの支援を行います。		配偶者からのDVなどの家庭問題は自殺の主な原因の1つであり、相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携することができるほか、一時保護などの支援を行うことで、市民の精神的負担を和らげ、自殺を未然に防ぐことができます。
15	市民部	広聴人権課	同和・人権啓発事業 (人権啓発事業)	月1回(基本的に第2火曜日)、市役所1階相談室において、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による相談を実施します。		同和问题なども自殺の原因となる可能性があり、相談に対応することで、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

16	環境経済部	商工観光課	商工会との調整	ゲートキーパー研修など、市から商工会へ研修の案内をします。		企業など民間にゲートキーパー研修等を受けてもらうことで、自殺傾向にある社員やお客様を早期に察知し、対処することができます。
17	健康部	健康づくり課	4か月児健康診査	生後4～5か月児を対象にした集団健診で、健診内容は、問診、診察、計測、保健指導等、離乳食・栄養指導、発達相談、予防接種相談等を実施します。事後フォローとして、受診勧奨電話や健診時の所見に対するフォロー電話・訪問等実施します。未受診者対応は、はがきや訪問で勧奨を実施します。	座間市に住民票がある市民を対象ですが、里帰り等の保護者の健康上の都合により座間市に住民票がない場合でも利用できる場合があります。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
18	健康部	健康づくり課	8～10か月児健康診査	生後8か月～11か月誕生日前までの児を対象とした指定医療機関での個別健診で、健診内容は、運動機能・精神発達・発育及び栄養状況の確認と、その他疾患の早期発見のための保護者への問診、児への視診・触診等です。事故防止等を含んだ保健指導及び予防接種状況の確認や健診票アンケートから電話でのフォロー実施します。また、未受診者については、1歳到達時における文書で状況を把握します。	座間市に住民票がある市民が対象です。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
19	健康部	健康づくり課	1歳6か月児健康診査	内科は1歳7か月～9か月、歯科は2歳誕生日前までの児を対象に内科は個別健診、歯科は集団検診を実施します。内科は、発達・発育の確認を医師が実施し、歯科は集団健診とし、保健	内科健診は座間市に住民票がある市民が対象ですが、歯科健診は座間市に	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向の

				師による問診、育児・栄養・心理相談等の個別支援と、歯科衛生士による受診者全員への歯みがき指導を実施し、事後指導として、所見に対するフォロー電話を実施します。未受診者対応は、未受診者へはがきにて受診勧奨をします。受診期間が過ぎても受診がない場合は訪問を実施します。	住民票がない場合でも利用できる場合があります。	ある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができません。
20	健康部	健康づくり課	2歳児歯科健康診査	2歳1か月～6か月未満の児を対象にした集団歯科健診で、保健師の問診、歯科診察、歯科指導及び予防処置、1歳6か月児健診で発達フォロー者への指導等実施します。また、1歳6か月児健診内科歯科ともに未受診であり、当該健診も対象月に受診がない場合には、受診勧奨ハガキを送付します。	座間市に住民票がある市民が対象ですが、里帰り等の保護者の健康上等の都合により座間市に住民票がない場合でも利用できる場合があります。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができません。
21	健康部	健康づくり課	3歳6か月児健康診査	3歳6か月～4歳の誕生日の前日までの児を対象とした集団健診で、視覚・聴覚を含め、内科、歯科健診を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達状況を確認します。また、保健師による問診にて、必要時、育児・栄養・心理相談の個別支援や、歯科衛生士による歯科指導を実施します。対象月に受診がない場合は、受診勧奨はがきを送付します。有所見者へはフォロー電話等を実施し、未受診者対応等については、再勧奨のはがきを送付し、所在確認を視野に入れた訪	座間市に住民票がある市民が対象ですが、里帰り等の保護者の健康上等の都合により座間市に住民票がない場合でも利用できる場合があります。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができません。

				問も実施します。		
22	健康部	健康づくり 課	母子健康包括 支援事業（子 育て世代包括 支援センター ネウボラざま りん）	妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に母子保健 コーディネーターがすべての妊婦やその家族に 対し面接を行い、必要な情報提供・助言を行い、 支援プランを作成します。面接時に課題を把握 した場合には、継続的な支援のために必要な部 署へつなぐなど、関係機関等への連絡調整も実 施します。	座間市に住民票が ある市民が対象で す。	妊娠中や育児によるストレスは、 自殺の原因の1つとなる可能性が あり、母子手帳交付の際に訪れた 両親の様子を伺い、自殺傾向のあ る市民を察知し、庁内で連携する など対策を講じることができま す。
23	健康部	健康づくり 課	未熟児訪問指 導	正常な新生児に比べ生理的に未熟で、疾病にか かりやすく心身障害を残すことが多い出生体重 2,500g未満の未熟児とその保護者が対象で、 未熟児を養育する母親が訪問指導・育児支援教 室を通じて家庭内で安心して養育が出来ること が目的です。	座間市に住民票が ある市民が対象で すが、里帰り等の保 護者の健康上の都 合により座間市に 住民票がない場合 でも利用できる場 合があります。	産後うつや育児によるストレス は、自殺の原因の1つとなる可能 性があり、訪問の際に両親の様子 を伺い、自殺傾向のある市民を察 知し、庁内で連携するなど対策を 講じることが出来ます。
24	健康部	健康づくり 課	母子保健相談 指導	親子相談、親子教室、赤ちゃん教室、育児相談、 幼児教室、母親父親教室、新生児訪問指導等、 事業内容により臨床心理士や保健師、助産師、 栄養士等により保健指導を実施します。事業利 用者に対し、継続支援が必要な場合は健診や相 談、地区担当保健師による電話・訪問などでフ ォローします。	座間市に住民票が ある市民が対象で すが、里帰り等の保 護者の健康上の都 合により座間市に 住民票がない場合 でも利用できる場 合があります。	産後うつや育児によるストレス は、自殺の原因の1つとなる可能 性があり、訪問の際や教室に訪れ た両親の様子を伺い、自殺傾向の ある市民を察知し、庁内で連携す るなど対策を講じることができま す。

25	健康部	健康づくり課	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭すべてに訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行います。保護者の育児相談等に応じ、子育て支援に関する情報提供等を実施し、アンケート等で家庭や経済的な課題、精神疾患の病歴等を把握し、継続支援が必要な家庭については健診や相談、地区担当保健師による電話・訪問などでフォローします。	座間市に住民票がある市民が対象ですが、里帰り等の保護者の健康上の都合により当市に住民票がない場合でも利用できる場合があります。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、集団健診等の際に訪れた両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
26	健康部	健康づくり課	健康相談	40歳以上の人を対象に身長、体重測定、尿検査、血圧測定、栄養相談、その他健康に関する相談を行います。また、随時、電話での相談にも応じ、受診勧奨や当課事業等の情報提供を行います。	座間市に住民票がある市民が対象ですが、当市に住民票がない場合でも利用できる場合があります。	健康問題は、自殺の最も大きな原因であり、相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
27	健康部	健康づくり課	メンタルヘルス推進	ざま健康なまちづくりプランの実践事業として、メンタル面のケアや自己管理ができるような知識が身に付き、ストレス等による心の病の予防を図ることを目的とした健康講座を行います。		うつ病などの健康問題は、自殺の最も大きな原因であり、相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

28	健康部	健康づくり課	産婦健康診査	産後間もない時期にある産婦の身体的機能の回復や授乳の状況及び精神状態の把握等を行います。産後2週間、1か月健診時に2種類のアンケートを実施し、課題の有無のスクリーニングを行い、抽出された課題に対し医師等が聞き取り、精神科等の医療機関や行政の介入が必要な場合、連携しながら母子を支援します。	座間市に住民票がある市民が対象です。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、アンケートや聞き取りを通じて両親の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
29	健康部	健康づくり課	産後ケア事業	家族等から育児支援が受けられない者又は育児に不安を抱えている者で、育児支援を特に要する母子に、心身の安定と育児不安の解消を図るために実施するデイサービス事業と乳房ケア事業を実施します。各事業で不安が解消されないなど、必要に応じて継続支援を行います。	座間市に住民票がある市民が対象です。	産後うつや育児によるストレスは、自殺の原因の1つとなる可能性があり、サービスを提供することで、精神的負担の軽減につながり、自殺を未然に防ぐことができます。
30	健康部	医療課	24時間健康電話相談	市の委託事業で、健康相談やメンタルヘルス相談に24時間対応します。	座間市に住民票がある市民が対象です。	健康相談やメンタルヘルス相談を24時間対応しているため、自殺を未然に防ぐものの1つとして既に機能しています。
31	健康部	医療課	後期高齢者医療保険料の滞納整理事業	後期高齢者医療保険料の滞納者に電話や訪問で納付勧奨をします。		保険料の滞納者の中には経済的問題を抱えている方もおり、電話督促や訪問の際に、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。

32	健康部	国保年金課	国民年金	国民年金に関する届書、保険料免除申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行います。		相談の中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得ます。
33	健康部	国保年金課	国民健康保険	国民健康保険加入手続きを行います。		会社の健康保険をやめて国保に加入する方の中には、生活面で問題を抱えている場合もあり、そうした問題に気づき、抱えている問題に応じて必要時、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
34	健康部	国保年金課	国民健康保険 税納付相談	滞納者に対する納付相談を行います。		保険料の滞納者の中には経済的問題を抱えている方もおり、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
35	健康部	介護保険課	地域包括ケアシステム推進	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指します。		地域包括ケアを進め、地域の方が有する問題を早期に察知し、支援へとつなげる体制を整備することで、地域住民同士のつながり増え、自殺を未然に防ぐことができ、生きることの包括的な支援にもつな

						がります。
36	健康部	介護保険課	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、保健師、看護師といった専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、介護予防の取組を総合的に支援します。 1 住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 2 身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 3 実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 4 支援に関わるボランティア等への研修		各種専門職のスタッフが支援対象の高齢者の抱える問題や自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
37	健康部	介護保険課	生活支援体制整備事業	高齢者（地域住民）等の困り事に対する支援策を検討し解決につなげます。		高齢者に対して事業の担い手の側面も与えることで、生きがいの1つとなり孤立防止となったり、また高齢者の目線も加わった多角的側面から問題を検討することで、自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。

38	健康部	介護保険課	高齢者に関する総合相談事業	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に対応する業務を行います。		高齢者の抱える悩みや、介護問題は当人や家族にとっての負担が少なく、時に自殺リスクにつながる場合もあるため、相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
39	健康部	介護保険課	地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談業務、地域ケア会議の開催、高齢者の介護予防に資する活動を行います。		地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの情報等を把握し、会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につながります。
40	健康部	介護保険課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。		認知症の家族にかかる負担は大きいため、多くの住民に研修を受講してもらうことでサポーターを増やし、自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。

41	健康部	介護保険課	認知症サポーターフォローアップ・認知症総合相談	介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための専門員による相談や認知症サポーターのフォローアップ機会を設定することで認知症についての正しい知識や接し方をより深く学び啓発する機会を設けます。		認知症の家族にかかる負担は大きい ため、相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
42	健康部	介護保険課	介護者のつどい（認知症カフェ）	介護を受ける当事者や介護従事者等が、地域で気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供すると共に地域での見守りの土壌を整備します。		介護従事者が同業の方と集まることで、情報交換や悩みを共有でき、支援者への支援につながります。
43	健康部	介護保険課	第1号訪問・通所・生活支援事業	事業対象者・要支援1・2の人に対し、訪問通所サービス及び見守りや自立支援に資する生活支援サービスを提供します。		孤立状態の高齢者は自殺原因の1つとなるため、サービスを提供することで、見守りが行えるようになり、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
44	健康部	介護保険課	地域介護予防活動支援事業	住民の主体的な介護予防活動を担う人材の育成、活動団体の支援を行います。		介護予防活動を通して、参加者の見守りを行えるようになり、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。

45	健康部	介護保険課	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。		協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、また、高齢者や養護者への支援を行うことで、対象者やその家族の自殺を未然に防ぎます。
46	健康部	介護保険課	在宅医療推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする協議会を開催し、在宅医療推進に関する協議を行います。		関係者に自殺対策計画の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービス提供等につながります。
47	健康部	介護保険課	介護予防普及啓発事業	高齢者が介護予防の取り組みを学ぶ教室等を開催します。		イベントへ参加する市民に対して、見守りが行えるようになり、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。
48	福祉部	福祉長寿課	市社会福祉協議会補助事業	社会福祉法人の運営に助成し、地域福祉の向上と社会福祉協議会事業の充実を図ります。		・ボランティアの活動の推進に係る事業（ボランティアの育成等）ボランティアの方にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対

						<p>策を講じることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営に係る事業（生活福祉資金ほか） <p>資金の貸付時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因を把握し、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。</p>
49	福祉部	福祉長寿課	民生委員等活動支援事業	民生委員児童委員活動に必要な経費及び事務的経費を支出します。（主に、報酬、旅費、活動費補助金）		<p>地域で困難を抱えている人に気づくことで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。</p>
50	福祉部	福祉長寿課	地域保健福祉サービス推進事業	保健、医療、福祉等との連絡調整体制、支援体制を整備します。		<p>関係者に自殺対策計画の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービス提供等につながります。</p>

51	福祉部	福祉長寿課	保護司会活動事業費	地域福祉活動推進のため、保護司会の運営を援助し活動の活性化を図るとともに、地域福祉の向上、充実に努めます。		保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
52	福祉部	福祉長寿課	福祉月間実施事業	福祉大会をはじめ、各種行事を行うことにより市民の参加を集め、福祉意識の高揚に努めます。		自殺対策計画や、自殺予防のチラシやポスターを配架することで、自殺に関する周知を行います。
53	福祉部	福祉長寿課	あんしん賃貸支援事業（住まい探し相談会）	高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供のため、住まい探し相談会を開催するとともに、サポーターを派遣し、高齢者が不動産業者と契約する際などの様々な支援を行います。		高齢者は、賃貸住宅の確保が困難な場合が多く、そこには低収入、生活困窮や親族との疎遠、孤立等自殺の原因となるような背景があり、相談会に来場した市民の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
54	福祉部	福祉長寿課	権利擁護の仕組みづくり	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、計画策定をし、中核機関を立ち上げ、地域連携ネットワークを築きます。		成年後見人にゲートキーパー研修を行うことで、制度を利用する家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。

55	福祉部	福祉長寿課	社会貢献活動 促進事業	高齢者の持つ技術や経験を登録し、地域や団体、学校からの要請により各種の技術を教えるチョッピリ先生として派遣する社会福祉協議会の事業に活動費を助成します。		登録者にゲートキーパー研修を行うことで、イベントに参加する家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
56	福祉部	福祉長寿課	四十雀（しじゅうから）倶楽部事業	在宅高齢者に対し、地域の実施場所で通所によるレクリエーション・軽スポーツ・創作・趣味の活動等を実施します。		講習会や研修会で自殺に関する講演ができれば、市民への自殺予防の周知となりえます。 担当職員にゲートキーパー研修を行うことで、参加する市民の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
57	福祉部	福祉長寿課	緊急通報システム 電話貸与事業	専用の緊急通報電話機器及びペンダント（発信機）を貸与し、ひとり暮らし高齢者等が急病になった時にボタンを押すことで、緊急通報先（委託事業者）へ通報されます。また、別の発信機では、ボタンを押すことで健康相談をすることができます。	対象者は心疾患やぜんそくを抱えた65歳以上の方、75歳以上の一人暮らしの方など	自殺原因の主な原因の1つには、健康問題があり、手軽に健康相談ができることで、本人の心理的負担を軽減し、未然に自殺を防ぐことができます。
58	福祉部	福祉長寿課	移送サービス 事業	高齢者・身体障害者に対し、通院、社会活動に参加する時等にリフト車等による移送サービスを提供する事業を行うため、道路運送法に基づく福祉有償運送法の登録した特定非営利活動法		事業者がゲートキーパー研修を行うことで、サービスを利用する家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内

				人に補助金を交付します。		で連携するなど対策を講じることが出来ます。
59	福祉部	福祉長寿課	ひとり暮らし高齢者登録事業	市内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者が「ひとり暮らし高齢者」として登録すると地区担当民生委員による訪問活動（見守り活動及び閉じこもり防止活動）が行われます。		民生委員にゲートキーパー研修を行うことで、登録者の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。
60	福祉部	福祉長寿課	老人クラブ団体への補助	老人クラブ連合会及び年間を通じて恒常的かつ計画的に会員の教養向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流等をする老人クラブ連合会に加入している老人クラブに活動費の助成をします。		自殺に関する講演ができれば住民啓発につながります。また、自殺に関するリーフレット等があれば活動時に配布することで周知につながります。
61	福祉部	福祉長寿課	寝たきり高齢者理髪料等助成事業	要介護4及び要介護5の者に対し、理髪料及び美容料の一部を助成します。		事業者にゲートキーパー研修を行うことで、サービスを利用する家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。
62	福祉部	福祉長寿課	寝具乾燥・丸洗いサービス事業	在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者に対し、寝具の乾燥及び丸洗い乾燥を行います。		事業者にゲートキーパー研修を行うことで、サービスを利用する家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。

63	福祉部	障がい福祉課	障がい福祉サービス	障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、居宅介護や、短期入所などのサービスを提供します。		障がい者施設の職員にゲートキーパー研修を行うことで、施設に通所した際などに、障がい者やその家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。 また、サービスを利用することで、介護者の負担軽減にもつながり、介護者の自殺を未然に防ぎます。
64	福祉部	障がい福祉課	地域生活支援事業	レスパイト目的で障がい者を預かる日中一時支援事業、障がい者の外出を支援する移動支援事業、在宅で入浴が難しい方への訪問入浴サービス事業、日中の活動の場として地域活動支援センター等があります。		障がい者施設の職員にゲートキーパー研修を行うことで、施設に通所した際などに、障がい者やその家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることが出来ます。また、サービスを利用することで、介護者の負担軽減にもつながり、介護者の自殺を未然に防ぎます。
65	福祉部	障がい福祉課	障害児通所支援事業	障がいのある児童や、障害の疑いのある児童を対象に、療育を目的とした児童発達支援や放課後等デイサービスを提供します。		障がい児施設の職員にゲートキーパー研修を行うことで、施設に通所した際などに、障がい者やその家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁

						<p>内で連携するなど対策を講じることができません。</p> <p>また、サービスを利用することで、介護者の負担軽減にもつながり、介護者の自殺を未然に防ぎます。</p>
66	福祉部	障がい福祉課	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、設置予定である、座間市障がい児・者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。		<p>センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができます。</p>
67	福祉部	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを構築します。		<p>医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤となり得ます。</p>

68	福祉部	障がい福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待で通報を受けた際に、事実確認や今後の支援の方向性について協議し、虐待の防止に努めます。		障がい者虐待が発生している家庭は、本人やその家族の自殺リスクが高く、面談を通して様子を伺うことで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができません。
69	福祉部	障がい福祉課	計画相談支援事業	障がい者が障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービスの利用計画を作成するとともに、日常の困りごとの相談に対応します。		事業者/Gateキーパー研修を行うことで、面談や電話に対応する際に、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができません。また、普段から相談を受けることで、相談者の心理的負担を軽減し、自殺を未然に防ぎます。
70	福祉部	障がい福祉課	一般相談委託事業	市の委託事業で、障がい福祉サービスの利用までに至っていない障がい者やその家族の日常の困りごとの相談に対応します。		事業者/Gateキーパー研修を行うことで、面談や電話に対応する際に、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができません。また、普段から相談を受けることで、相談者の心理的負担を軽減し、自殺を未然に防ぎます。

71	福祉部	障がい福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。		手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。
72	福祉部	障がい福祉課	手話通訳者養成事業	身体障がい者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者を養成します。		養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得ます。
73	福祉部	障がい福祉課	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行います。		通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性があります。

74	福祉部	障がい福祉課	しおり作成事業	障がい手帳を取得された方に対し、障がい手帳で利用できるサービスや制度を一覧にしたしおりを作成しています。		しおりに自殺の相談窓口を掲載することによって、市民に対する相談窓口の周知を行うことができます。
75	福祉部	障がい福祉課	自殺対策に関する周知	市民周知のため、策定した自殺対策計画や、相談窓口、周知のリーフレット等を掲載したホームページや、啓蒙のためのゲートキーパー研修を行います。		ホームページに自殺対策計画や自殺の相談窓口を掲載することで、市民に対する相談窓口を周知するとともに、市民に対しゲートキーパー研修を行うことで、自殺に対する知識を啓蒙し、地域の見守り力を育み、自殺傾向のある市民を早期に察知し、地域や庁内で連携するなど対策を講じることができます。
76	福祉部	障がい福祉課	障がい者手帳説明会の開催	障がい手帳を初めて取得された方に対し、障がい手帳で利用できるサービスや制度を一覧にしたしおりをもとに、説明会を開催しています。		初めて障がい者手帳を取得した方に対し、利用できるサービスや制度について説明することで、今後の生活を送りやすくすることにつながります。
77	福祉部	障がい福祉課	子どもの発達相談	子どもの発達についての相談に応じ、必要な助言を行います。		子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで母親の負担や不安感を軽減させ、必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取

						ることで、包括的な支援を提供することができます。
78	福祉部	生活援護課	生活保護法施行事務	被保護者就労支援事業及び、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言を行います。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
79	福祉部	生活援護課	生活保護における扶助事務	生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助を行います。		支給日など面会する機会を通して、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
80	福祉部	生活援護課	社会福祉法に定める現業を行う所員が行う事務	生活保護受給者の方と面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行います。		訪問や面接、生活指導を通して、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
81	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の方が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対するさまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより生活困窮者の自立の促進を図ります。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

82	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金の支給)	生活困窮者の方のうち離職等の事由により経済的に困窮し、居住困難になったものであって、就職を容易にするため住宅を確保する必要があると認められるものの対し給付金を支給します。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。また、サービスを提供することで、対象者の精神的負担を和らげ、自殺を未然に防止します。
83	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	生活困窮者の方に対し、収入その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けの斡旋を行います。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。また、サービスを提供することで、対象者の経済的問題の発生を防ぎ、自殺を未然に防止します。
84	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な問題があり、生活リズムが崩れています。社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して行います。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。また、サービスを提供することで、対象者の経済的問題の発生の防止や、生きがいを与え、自殺を未然に防止します。

85	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)	生活困窮者である子どもに対し、学習を行う事業、生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業、生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整事業等を行います。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。また、サービスを提供することで、対象の子どもへの精神的問題、将来の経済的問題、家族問題、その他複合的な問題に対して対応でき、自殺を未然に防止します。
86	福祉部	生活援護課	生活困窮者自立支援事業 (無料職業紹介事業)	事業所からの求人及び生活困窮者・被保護者を対象に求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立を斡旋します。		サービスを提供することで、対象者の経済的問題の発生の防止や、生きがいを与え、自殺を未然に防止します。
87	福祉部	生活援護課	※行政改革推進委員会 包括的支援体制構築専門部会 「つなぐシート」	窓口にて複合的な課題を持つ相談を受け付けた際に庁内連携を図るために導入を検討しています。	部会事務局を生活援護課で担当	市民の抱える複合的な問題を、問題ごとに各担当課で振り分け、共有することにより、複合的な問題の1つ1つに対応し、自殺を未然に防止します。

88	福祉部	生活援護課	※ホームレス状況調査	管内のホームレス状況について調査します。	国からの依頼によるものです。	経済的問題は自殺の主な原因の1つになっているので、調査を通して、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
89	福祉部	生活援護課	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に状況を確認して、必要な助成を行います。	生活および住居、医療、介護費の金銭的扶助を行い、生活支援として残留邦人の交流の場である「しゃべり場」、また日本語教室への交通費等を助成します。	日本語が得意でない方もいる中国残留邦人は、コミュニケーションの問題や、経済的な問題がある方もいるため、金銭的扶助、交流の場の提供等を行うことで、問題の解決や縮小化が図られ、自殺を未然に防止します。
90	子ども未来部	子ども政策課	次世代育成相談事業	親の抱える育児上の疑問、不安、心配事に対し、専門相談員を配置し、関係機関と連携して対応します。		専門相談員にゲートキーパー研修を行うことで、相談に来た家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
91	子ども未来部	子ども政策課	養育支援訪問事業	訪問による家事育児支援を実施する事により、安定した子どもの養育を目指します。	対象者は、要保護児童対策地域協議会のケースに計上されている家庭です。	訪問を通して、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

92	子ども未来部	子ども政策課	子育て支援センター管理運営事業	子育て家庭が抱える育児不安等の解消を図るため、地域の身近な相談場所として市内3か所に子育て支援センターを設置します。	母親や子どもたちの交流の場として孤独感や育児に悩む保護者が安心して育児ができる場所の提供をします。	相談員にゲートキーパー研修を行うことで、相談に来た家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
93	子ども未来部	子ども育成課	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育します。	入所要件の確認のため、就労証明書等の書類の提出が必要です。	支援員にゲートキーパー研修を行うことで、相談に来た児童の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
94	子ども未来部	子ども育成課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給をします。		家族と離別している世帯のため、経済的問題がある方もおり、サービスを提供することによって、経済的問題を軽減させ、自殺を未然に防ぎます。
95	子ども未来部	子ども育成課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等の医療費の助成をします。		家族と離別、死別している世帯のため、経済的問題がある方もおり、サービスを提供することによって、経済的問題を軽減させ、自殺を未然に防ぎます。
96	子ども未来部	子ども育成課	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対し		ひとり親世帯は経済的問題を抱えている場合もあり、サービスを提供することで、経済的問題を軽減させたり、やりがいを見つけ、自

				<p>て教育訓練終了後に支給します。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等</p> <p>ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。</p>		<p>殺を未然に防ぎます。</p>
97	子ども未来部	子ども育成課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【特別会計】	<p>20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います。</p>	<p>県が主体の事業であり、市役所は窓口の受付のみです。</p>	<p>ひとり親世帯は経済的問題を抱えている場合もあり、サービスを提供することで、経済的問題を軽減させたり、やりがいを見つけ、自殺を未然に防ぎます。</p>
98	子ども未来部	子ども育成課	母子生活支援施設措置費	<p>配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。</p>	<p>対象者は精神疾患等を持つ母親や、障がい手帳を持つ子どもなど、自立した生活を行うことが難しい世帯です。</p>	<p>自立した生活を送ることが難しい世帯には、経済的問題や、家庭問題、健康問題など、さまざまな問題を抱えているため、入所をして世話人が見守ることで、自殺傾向のある市民を早期に察知できるだけでなく、自立した生活を送れるよう指導することで、将来に起こる問題を防止し、自殺を未然に防ぎます。</p>

99	子ども未来部	子ども育成課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置します。		市民からの相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
100	子ども未来部	子ども育成課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。		一時的に生活援助や保育サービスを必要とする状況は、自殺の原因となる問題が複合的に絡んでいる場合が想定されます。支援員にゲートキーパー研修を行うことで、相談に来た家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
101	子ども未来部	保育課	特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の入所及び管理運営事務	保育所の入所申込等に関する事務を行います。		保育所入所申込受付けの際に、家庭の状況を詳しく聞く機会があるため、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
102	子ども未来部	保育課	保育料の徴収、滞納処分及び換価処分事務	保育料の賦課、徴収に関する事務を行います。		保育料を滞納した際に、督促した段階で、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

103	子ども未来部	保育課	保育園歯科健診	保育園で歯科検診を年1回行っています。		歯科検診で受診勧奨があった場合に、家庭の状況を詳しく聞く機会があるため、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
104	子ども未来部	青少年課	街頭補導業務	非行が心配される児童・生徒を主な対象とした声かけパトロールを行っています。		非行に走る児童や生徒は、家庭問題を抱えている場合も少なくなく、声かけパトロールを行うことで、自殺傾向のある市民を早期に発見し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
105	子ども未来部	青少年課	青少年相談業務	義務教育終了後から30歳未満までの青少年とその家族等を対象とした相談業務を行います。		市民からのさまざまな相談に対応することにより、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
106	都市部	建築住宅課	市営住宅事務	公営住宅の管理事務を行います。		公営住宅入居希望者には、経済的問題がある方もいるため、登録等で顔を合わせる機会を通して、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

107	教育部	教育総務課	高校進学資金貸付事業	高校進学準備金として、入学前に奨学金を貸与します。		奨学金希望者の世帯の中には、経済的問題を抱えている世帯もあり、受付の際などの機会を通して、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
108	教育部	教育総務課	教育委員会安全衛生委員会	労働安全衛生法に基づき、労働災害の防止のため、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。		職場問題は、経済的問題や精神的負担に起因する重要な問題であり、良好な職場環境を形成することで、自殺を未然に防ぎます。
109	教育部	学校教育課	要保護及び準要保護生徒援助事業費	経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対する援助を行います。	所得審査が必要です。	希望者の世帯の中には、経済的問題を抱えている世帯もあり、受付の際などの機会を通して、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
110	教育部	学校教育課	要保護及び準要保護児童援助事業費	経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対する援助を行います。	所得審査が必要です。	希望者の世帯の中には、経済的問題を抱えている世帯もあり、受付の際などの機会を通して、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。

111	教育部	学校教育課	特別支援教育 就学奨励等事 業	経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とし、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費の支給を行います。	支弁区分判定が必要です。	相談や面談を通して、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内で連携するなど対策を講じることができます。
112	教育部	教育指導課	豊かな心育成 推進事業	「豊かな心を育むひまわりプラン」を推進するとともに、児童生徒が豊かな心を育むための様々な取組を行います。その1つとして、学校でアンケートを実施し、その分析から児童生徒の学級生活の満足感等を把握します。		児童・生徒のメンタルヘルスの状態や学級の状況等を把握することにより、自殺傾向のある児童や家族を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
113	教育部	教育指導課	こころ・とき めきスクール 推進事業	学校が外部や地域の協力者を積極的に活用し、特色ある教育活動を継続的に展開することで、児童生徒の豊かな心の育成を図り、生き方を学ぶ教育につなげます。		児童や生徒が地域の方と交流を深めることは、地域の見守り力を育み、自殺傾向のある児童や生徒を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができるだけでなく、さまざまなことを学ぶことで豊かな心を育成することは、生きることの包括的支援にもなります。
114	教育部	教育指導課	教育相談事業	教育研究所に教育相談員、教育心理相談員、心理判定支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者等の電話・来所による相談を行います。また、巡回教育相談等、学校や教員の支援も行います。		相談や面談を通して、自殺傾向のある児童やその家族を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。

115	教育部	教育指導課	教育支援教室事業	教育支援教室「つばさ」において、心理的要因により学校生活に適應できない不登校児童生徒を対象に社会や集団に対する適應指導を行います。		心理的要因はうつ病などの自殺の原因となるものであり、指導者にゲートキーパー研修を行うことで、教室に通う機会を通して、自殺傾向のある児童や家族を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。また、社会や集団に対する適應指導を行うことで、将来の孤立やその他自殺の要因となるような問題が発生するのを未然に防ぎます。
116	教育部	教育指導課	教育研修事業	市内小・中学校の教員を対象に研修を行います。今日的課題研修ではいじめ防止を取り上げ、いじめ防止基本方針の理解について研修します。他には、児童生徒指導研修、人権教育研修、道徳教育研修等を実施します。		教員にゲートキーパー研修を含む教育指導をすることで、自殺傾向のある児童や家族を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
117	教育部	教育指導課	学校図書館司書派遣事業	学校図書館司書を全小・中学校に配置することにより、読書活動等を通して児童生徒の「豊かな心の育成」を図ります。		読書を通じて豊かな心を育むことにより、心理的負担が強くなったり、さまざまな問題を解決する思考力を得たりするなど、生きることの包括的支援につながります。

118	教育部	教育指導課	中学校部活動指導者派遣事業	市内中学校の部活動の充実を図るため、各校が必要とする、専門的技術を有する指導者を派遣することで、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるようにします。また、教員の負担を減らすことにもつながります。		指導者にゲートキーパー研修を行うことで、部活動での活動の様子を伺い、自殺傾向のある児童や家族を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
119	教育部	教育指導課	外国人子女日本語指導等協力者派遣事業	日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、教員の指導に協力する者を派遣し、日本語指導や日本への適応指導の援助等を行うことで、児童生徒の学校での生活のしやすさにつながります。		コミュニケーションの問題により、いじめや周りの環境になじめないなど自殺の原因となる問題が発生する可能性があるため、サービスを提供することで、問題の解決や縮小化が図られ、自殺を未然に防止します。
120	教育部	生涯学習課	ざま生涯学習宅配便	市民の要望に応じて、行政各部の職員等が地域に出向き市政の説明、専門知識を伝える講義、講習を行います。	講義等の内容については、担当課からのメニュー設定が必要です。	市民に向け、ゲートキーパー研修を行うことで、地域の見守る力が向上し、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
121	教育部	図書館	自殺啓発事業	自殺対策週間の際に連携し、ポスターの掲示やチラシの配架を行います。		図書館を利用する市民に対し、自殺対策の周知を図ります。

122	消防本部	消防管理課	消防活動事業	消防活動に関する体制の充実と資機材の整備を図ります。		実際に自殺未遂をした方の情報を蓄積することで、自殺未遂の方法や人物についての分析が可能となり、有効な対策を講じることに役立ちます。
123	消防本部	消防管理課	救助活動事業費	救助活動の実施に関する体制の充実を図ります。また、救助活動に必要な各種資格取得研修を行い知識と技術の向上を図ります。		救助隊員がゲートキーパー研修を受けることで、自殺未遂の方などを対応する際のスキルの向上や、庁内や地域と連携して対策を講じることができます。
124	消防本部	消防管理課	救急活動事業	救急活動における「高度化資機材」及び「感染防止対策」整備、充実を図ります。搬送者の半数以上が軽症の負傷者のため、正しい救急車の利用について、市民にPRをし、救急出場件数を減少させます。		救急活動では、自殺や精神疾患等の患者と接するため、救助隊員がゲートキーパー研修を受けることで、自殺傾向のある市民を早期に察知し、庁内や地域で連携するなど対策を講じることができます。
125	消防本部	消防管理課	救急救命士養成事業	救急救命士を計画的に養成するとともに、救命救急処置の拡大による、包括的支持下での除細動の実施、気管挿管の実施のための継続的な再教育を医療機関で行います。救命士研修において、自殺未遂者への対応方法を学ぶことにより、初期対応ならびに救命率の向上につながります。		救命士研修において、自殺未遂者への対応方法を学ぶことにより、初期対応ならびに救命率の向上につながります。

第6章 計画策定の経過

1. 座間市自殺対策庁内連絡会

○概要

自殺対策基本法に基づき自殺対策を総合的に推進するため、平成20年に設置されました。庁内委員（部課長級）で構成され、これまで自殺対策に係る調査研究の推進、情報の収集、整理、分析を行ってきました。

○開催日程

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年8月8日	(1) 講演「自殺対策計画について」神奈川県精神保健福祉センター職員 (2) 策定スケジュール（案）について (3) (仮称)座間市自殺対策計画策定に関する関連事業等について
第2回	平成30年11月20日	(1) (仮称)座間市自殺対策計画の内容について 1. テーマ、2. 座間市の現状、3. 数値目標 (2) 座間市の施策について 1. 基本施策、2. 重点施策
第3回 (書面)	平成30年11月29日	(1) (仮称)座間市自殺対策計画の内容について 1. テーマ、2. 座間市の現状、3. 数値目標 (2) 座間市の施策について 1. 基本施策、2. 重点施策

○構成委員

会議での役職	所属	役職
会長	福祉長寿課	参事兼課長（市福祉事務所長）
副会長	健康づくり課	課長
委員	企画政策課	課長
委員	職員課	課長
委員	市民協働課	課長
委員	広聴人権課	課長
委員	商工観光課	課長
委員	介護保険課	課長
委員	障がい福祉課	課長
委員	生活援護課	課長
委員	子ども政策課	課長
委員	青少年課	課長
委員	消防管理課	課長
委員	教育指導課	課長

2. 「(仮称) 座間市自殺対策計画」推進意見交換会

○概要

市で作成した自殺対策計画案の内容について、日頃より福祉に関わるそれぞれの立場の方から意見をいただき、計画案をより良くするとともに、関係者間で認識を共有することで、今後行っていく自殺対策の地域づくりのきっかけとなりました。

○開催日程

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年10月1日	(1) 座間市のテーマについて (2) 座間市の数値目標について (3) 座間市の施策について (ア) 基本施策について、(イ) 重点施策について
第2回	平成30年11月5日	(1) 座間市のテーマについて (2) 座間市の数値目標について (3) 座間市の現状について (4) 座間市の施策について (ア) 基本施策について、(イ) 重点施策について

○構成委員

専門分野	会議での役職	所属	役職
高齢介護関係者	会長	座間市相模が丘地域包括支援センター	所長代理
地域福祉関係者	副会長	座間市社会福祉協議会総務企画課	担当課長
医療関係者	委員	塚原クリニック	
学識経験者	委員	東海大学健康科学部	准教授
精神保健福祉関係者	委員	特定非営利活動法人 roots	
生活困窮者支援関係者	委員	NPO 法人ワンエイド	理事長
地域経済・労働関係者	委員	座間市商工会	事務局長
地域保健関係者	委員	厚木保健福祉事務所保健予防課	保健師
警察関係者	委員	座間警察署生活安全課	
教育関係者	委員	教育指導課	スクールソーシャルワーカー
消防関係者	委員	消防本部予防課	

3. 座間市地域保健福祉サービス推進委員会

○概要

地域の保健福祉団体や公募市民で構成されている市の諮問機関で、保健、医療その他福祉分野における各種サービスに関し調査審議し、市長に結果報告や、意見を建議する機関です。保健福祉分野の計画策定の審議なども行っています。

○開催日程

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年12月17日	座間市自殺対策計画について
第2回	平成31年2月15日	座間市自殺対策計画について

○構成委員

専門分野	会議での役職	所属	役職
福祉団体	会長	座間市社会福祉協議会	会長
社会福祉事業に従事する者	副会長	アガペセンター	センター長
保健医療団体又は機関	委員	座間市医師会	
保健医療団体又は機関	委員	座間市歯科医師会	理事
福祉団体	委員	座間市障害者団体連合会	会長
福祉団体	委員	座間市民生委員児童委員協議会	会長
福祉団体	委員	市老人クラブ連合会	会長
社会福祉事業に従事する者	委員	社会福祉法人三栄会	施設長
学識経験者	委員	和泉短期大学 介護福祉専攻主任	准教授
学識経験者	委員	元座間市教育委員長	
公募市民	委員		
公募市民	委員		
その他市長が必要と認める者 (関係行政機関)	委員	厚木保健福祉事務所	保健福祉部長
その他市長が必要と認める者 (ボランティア団体)	委員	拡大写本サークルつばさ	
その他市長が必要と認める者 (ボランティア団体)	委員	座間市ボランティア連絡協議会	会長

4. パブリックコメント

○概要

- ・対象者 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所、事業所を有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- ・募集期間 平成30年12月25日～平成31年1月25日
- ・提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子申請
- ・意見総数 1件

参考

1. ゲートキーパーとは？

「ゲートキーパー(こころサポーター)」とは、こころに不調を抱える方、自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人です。

気づき : 家族や仲間・職場・利用者や市民など、周囲の人の変化に気づく

声かけ : 「どうしたの?」「大丈夫?」と勇気を出して

傾聴 : 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ : 早めに専門家に相談するように促す・適切な部署や機関につなげる

見守り : 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る



資料: 神奈川精神保健センター 2018ゲートキーパー(こころサポーター)養成研修資料

2. 自殺に傾いている人の特徴とは？

自殺に傾いている人の特徴

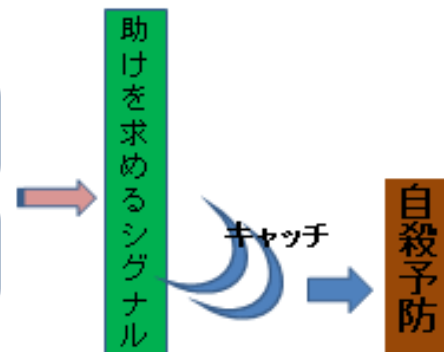


こころの病

本当の気持ち

多くの方は、「死にたい」ではなく、困難な問題や苦痛から抜け出したい、終わらせたいと考えている

自殺を決意しているわけではなく、「生きること」と「自殺をする」の間で常に気持ちは揺れ動いている



資料: 神奈川精神保健センター 2018ゲートキーパー(こころサポーター)養成研修資料

3. つなぐシートとは？ ※試行期間中のため、様式変更の可能性あり

相談受付・申込票

ID		初回相談 受付日	平成 年 月 日	受付者	所属
					氏名

■基本情報

相談支援にあたり、相談内容を必要となる関係機関（者）と共有することに同意します。

なお、同意に当たっては、別紙の「個人情報の取扱いについて」について説明を受けました。

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）	
氏名				生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日（ 歳）	
住所	〒 -					
電話番号	自宅	（ ）	-	携帯	（ ） -	
メール						
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名				来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族（本人との続柄： ）
	電話	（ ）	-			<input type="checkbox"/> その他（ ）

■ご相談内容

相談したい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気や健康、障がい	住まい	収入・生活費
家賃やローンの支払い	税金や公共料金等の支払い	債務
仕事探し、就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係
家族との関係	子育て	介護
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他（ ）		

■家族構成

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名
		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 歳	
		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 歳	
		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 歳	
		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 歳	
		大正 昭和 平成 西暦 年 月 日 歳	

今回相談したいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

※相談済みの部署・機関 〈 有 () 無 〉

■担当者記入欄

相談内容・概要	
	(今回の対応)
	当課の継続相談 有・無

他の部署への相談が必要な場合は次頁へ

相談が必要と思われる部署



紹介先	課	担当者	階
	予約日時	月 日	同行 有・無
相談内容・概要	相談受付日	月 日	担当者
	〈今回の対応〉 当課の相談継続 有・無		



紹介先	課	担当者	階
	予約日時	月 日	同行 有・無
相談内容・概要	相談受付日	月 日	担当者
	〈今回の対応〉 当課の相談継続 有・無		

4. 市役所連絡先一覧（市外局番は全て「046」です）

○暮らしと環境

課名・係名	電話番号	業務内容
戸籍住民課		
窓口係	252-8083	転入・転出届、住民票発行
戸籍係	252-8084	戸籍各種届
資源対策課		
資源対策係	252-7985	ごみの減量化対策
業務係	252-7659	廃棄物取扱事業者の許可
クリーンセンター	252-8724	可燃ごみ・資源・し尿・生活排水の収集・美化推進
粗大ごみ・剪定枝受付専用	252-7560	
広聴人権課		
広聴相談係	252-8146	陳情・要望受付
	252-8218	弁護士相談などの予約・問い合わせ
	252-8495	市民相談
人権・男女共同参画係	252-8087	人権・平和、男女共同参画施策
	252-8483	DV相談
消費生活センター	252-8490	消費生活相談
市民協働課		
市民活動係	252-7966	市民参加の方策、協働事業、自治会、コミュニティセンター
交通防犯係	252-8158	交通安全、防犯、放置自転車
文書法制課		
情報公関係	252-8144	公文書管理、情報公開
法制係	252-8263	条例・規則などの審査
危機管理課		
危機管理・防災係	252-7395	災害対策、自主防災組織、防災行政無線
環境政策課		
環境政策係	252-7675	環境政策の企画・推進、省エネの推進
環境保全係	252-8214	公害防止、地下水の涵養（かんよう）・保全

○健康・医療・福祉

課名・係名	電話番号	業務内容
健康づくり課		
健康づくり係	252-7995	健康づくり施策の企画、健康講座
	252-8236	狂犬病予防、犬猫などの環境衛生
保健予防係	252-7225	予防接種・乳幼児健診・がん検診
	252-7776	妊娠、出産、子育ての相談・情報提供
スポーツ課		
振興係	252-8177	社会体育の普及
施設係	252-8162	社会体育施設・学校夜間照明
福祉長寿課		
福祉総務係	252-8247	福祉施策の総合調整
長寿係	252-7127	高齢者福祉、老人団体の育成
生活援護課		
経理係	252-7122	生活保護の経理・医療・介護
生活援護第1～第3係	252-7125	生活保護の相談・申請・実施
自立サポート担当	252-8566	生活困窮に関する各種相談
介護保険課		
保険係	252-7719	介護保険料賦課徴収、保険給付
認定係	252-7538	要介護認定、要支援認定、地域密着型サービス
地域支援係	252-7084	介護予防、地域包括支援センター
障がい福祉課		
障がい福祉係	252-7978	手当関係、障がい福祉の推進
障がい者支援係	252-7132	障害福祉サービス認定
医療課		
医療対策係	252-7295	救急医療、地域医療体制の整備
医療給付係	252-7213	小児医療・障害者医療・後期高齢者医療制度

○子ども・子育て

課名・係名	電話番号	業務内容
子ども政策課		
子ども政策係	252-8025	子ども・子育て支援事業計画、少子化対策
児童相談係	252-8026	児童相談、子育て支援センター
子ども育成課		
子ども育成係	252-7969	児童館、児童ホーム
児童支援係	252-7201	児童手当、ひとり親家庭への支援
保育課		
庶務施設係	252-8037	保育所の維持管理
保育係	252-7202	保育所の入所、幼稚園に関すること
青少年課		
青少年係	253-8415	青少年の教育および健全育成の推進
青少年相談室	256-0907	青少年相談

○税金・保険・年金

課名・係名	電話番号	業務内容
市民税課		
諸税係	252-8004	軽自動車税、法人市民税、原動機付自転車の標識交付
市民税係	252-8833	市県民税の賦課
固定資産税課		
土地係	252-8043	土地の評価・賦課、諸証明
家屋係	252-8047	家屋の評価・賦課、償却資産の賦課
収納課		
収納対策係	252-8021	市税の収納、納税証明
整理係	252-8049	市税の納税相談
国保年金課		
国保係	252-7003	国民健康保険各種届、税の賦課収納
年金係	252-7035	国民年金
給付係	252-7672	医療費の支払い審査

○都市計画・建築

課名・係名	電話番号	業務内容
都市計画課		
都市計画係	252-7376	都市計画の決定・変更
	252-8289	コミュニティバス運行・都市交通事務
市街地整備係	252-7325	市街地再開発事業・住居表示事務
公園緑政課		
緑政係	252-7221	都市公園等整備計画、緑地などの保全
施設係	252-7222	公園、広場、緑地などの維持管理
建築住宅課		
建築係	252-7027	市有建物の設計・監督
指導係	252-7396	建築確認、開発等事業、耐震相談
市営住宅係	252-7032	市営住宅の管理、運営

○道路・水道・下水道

課名・係名	電話番号	業務内容
道路課		
管理係	252-8564	道路の境界、占用、自費工事
整備係	252-8576	道路の計画、新設、改良
維持補修係	252-8574	道路、交通安全施設等の維持補修
経営総務課		
経営係	252-7480	水道事業・公共下水道事業の経営計画・財政計画
経理係	252-7513	水道事業会計・公共下水道事業会計の経理
料金係	252-8541	水道料金、下水道使用料の賦課、徴収
水道施設課		
管理係	252-7915	水源・排水施設の運転管理、水質管理
	252-7509	給水装置工事、開発行為の協議指導
工務係	252-7519	水道施設の設計、施行と維持管理
下水道施設課		
管理係	252-8587	下水道施設の維持管理、指定工事店などの届出
整備係	252-8629	公共下水道の整備

○教育・文化

課名・係名	電話番号	業務内容
教育総務課		
庶務経理係	252-8347	学校関係予算の執行管理
施設係	252-8375	学校施設の維持管理
学校教育課		
学務係	252-8739	児童生徒の就学・通学区域の設定、就学援助
保健給食係	252-8749	児童生徒の保健安全、学校給食
教育指導課		
指導係	252-8732	生徒指導、進路、就学相談、教育課程
教育研究所	252-8460	教職員の研修、教育相談、教育支援教室
生涯学習課		
生涯学習係	252-8472	市民大学、市民自主企画など講座開設
文化係	252-8476	市民芸術祭、文化団体の育成
市史文化財担当	252-8431	文化財保護、市史編さん
図書館	252-1211	図書館運営の企画・調査、資料の紹介・提供

○消防

課名・係名	電話番号	業務内容
消防総務課		
庶務係	256-2212	消防用財産の取得、消防基金、各種庶務
警防係	256-2412	消防団の訓練、消防水利、応援、各種計画
予防課		
審査係	256-2213	危険物施設、消防設備の審査、各種届出
査察指導係	256-2187	予防査察、り災証明、防火管理者講習会
消防署消防管理課		
庶務係	256-2214	水災もしくは水火災・火災・地震などの警戒と防御、救助・救急活動
指令係	256-2211	
消防署本署	256-2211	水災もしくは水火災・火災・地震などの警戒と防御、救助・救急活動
消防署東分署	256-2400	
消防署北分署	253-2166	

○その他

課名・係名	電話番号	業務内容
市政戦略課		
市政戦略係	252-7961	特定の政策の調整研究
広報戦略係	252-8321	広報紙の発行、ホームページの管理
渉外課		
交流・基地対策係	252-8035	国際・国内交流の推進、在日米軍基地の対応
秘書課	252-7544	市長・副市長の秘書、ほう賞・表彰
企画政策課		
企画政策係	252-8287	総合計画、実施計画
事務管理係	252-8044	行政改革、行政評価
財政課	252-8404	予算編成・執行管理、財政計画
職員課		
人事研修係	252-7911	人事管理、職員採用試験
給与厚生係	252-7921	職員給与、福利厚生
財産管理課		
財産管理係	252-7801	庁舎・公用車維持管理、普通財産の管理
用地係	252-8626	公共用地の取得、未利用地の売却
契約検査課		
契約係	252-7071	入札、契約、入札参加業者登録
検査担当	252-7071	工事の検査
情報システム課		
情報システム係	252-7233	電子計算機の運用
情報企画係	252-8537	電子自治体
統計担当	252-8379	人口統計、統計調査
商工観光課	252-7604	商工業の振興、労働行政、観光の振興
農政課	252-7601	農業振興、市民農園管理、市民朝市
会計課	252-8012	公金の収入・支出事務
議会事務局	252-8872	議会運営
選挙管理委員会事務局	252-8481	選挙人名簿の調製・管理、選挙の執行
監査委員事務局	252-7059	定期監査・決算審査、出納検査
農業委員会事務局	252-7397	農地の保全・転用についての相談

5. こころの体温計とは？



こころ、元気ですか？

～あなたの声を聞かせてください～



こころの悩みや心配を“ひとりで抱えないでください”

こころの体温計



ためしてみませんか？



▼パソコンはこちらからご利用いただけます。

<https://fishbowlindex.jp/zama/>

携帯・スマホはこちらから▶

QRコード

本人モード 結果画面 (例)

本人モード
質問に答えると、ストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

家族モード
あなたの大切な方の心の健康状態が分かります。

赤ちゃんママモード
産後の不安な心の健康状態が分かります。

アルコールチェックモード
飲酒が心にどのような影響を与えているのかが分かります。

※こころの体温計 ご利用にあたって
利用料は無料です。(通信料は、自己負担となります。)
個人情報の入力は一切不要です。
自己診断をするもので、医学的診断をするものではありません。
結果にかかわらず、心配なことが続くようでしたら、早めに専門家にご相談されることをおすすめします。

座間市 障がい福祉課

お問合せ先 TEL 046-252-7132

6. 座間市相談窓口等

こころやからだの相談

精神保健相談

- 座間市こころの相談センター noued（ヌー）
月～土曜 9:30～17:00 TEL 046-266-1321
- 障がい福祉課
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-252-7132
- 厚木保健福祉事務所 保健予防課
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-224-1111（代）

一般健康相談

- 健康づくり課
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-252-7225

健康電話相談

- 医療課
年中無休 24時間 フリーダイヤル 0120-867-860
聴覚障がい者は専用ファックス FAX 03-3562-8435
(通話・通信料発信者負担)

こころの電話相談

- 神奈川県精神保健福祉センター
月～金曜 9:00～20:45 TEL 0120-821-606

経済や生活に関すること

生活困窮者の自立支援制度

- 生活援護課 自立サポート担当
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-252-8566

生活保護の相談

- 生活援護課
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-252-7125

消費生活（多重債務）相談

- 座間市消費生活センター
月～金曜 9:30～12:00 13:00～15:30
TEL 046-252-8490

法律（多重債務）相談 予約制（無料）

- 神奈川県弁護士会（相模原法律相談センター）
予約受付：月・水・金曜 9:30～17:00
火・木曜 9:30～20:00
TEL 042-776-5200

法律相談（無料面接）

- 法テラス神奈川
月～金曜 9:00～17:00
予約受付 TEL 050-3383-5360
- 法テラスコールセンター
月～金曜 9:00～21:00、土曜 9:00～17:00
TEL 0570-078374

職場に関すること

勤労者と家族を対象とした相談

- 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター
月～金曜 8:30～17:00 TEL 045-474-8111

ひきこもり・教育に関すること

青少年相談

- 青少年課 青少年相談室
月～金曜 9:00～16:00 TEL 046-256-0907

子どもいじめホットライン

- 教育指導課 教育研究所
月～金曜 8:30～18:00
TEL 046-259-2164（専用電話）

いじめ110番

- 神奈川県総合教育相談センター
365日 24時間 TEL 0466-81-8111

いのちの電話

- 横浜いのちの電話
365日 24時間 TEL 045-335-4343
- 川崎いのちの電話
365日 24時間 TEL 044-733-4343

大切な人を自死で亡くした方

自死遺族電話相談

自死で身近な方を亡くされた家族・友人・同僚の方々からの相談をお受けします。（匿名可）

- 神奈川県精神保健福祉センター
水・木曜 13:30～16:30
TEL 045-821-6937

自死遺族面接相談

- 神奈川県精神保健福祉センター
月～金曜 9:00～17:00 TEL 045-821-8822

自死遺族の集い（大切な人を自死で亡くした方が対象です）

問い合わせ先

- 座間市障がい福祉課
月～金曜 9:00～16:00
TEL 046-252-7132
- 神奈川県精神保健福祉センター
TEL 045-821-8822
- 横浜市こころの健康相談センター
TEL 045-671-4455
- 川崎市精神保健福祉センター
TEL 044-200-3195
- 相模原市精神保健福祉センター
TEL 042-769-9818
- 横須賀市保健所
TEL 046-822-4336

SNS相談

厚生労働省ホームページURL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199724.html>

※相談窓口は年中無休を除き、原則土・日曜、祝・休日及び年末年始はお休みです。



座間市自殺対策計画

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）

発行日：平成31年3月

発行：神奈川県座間市

編集：座間市障がい福祉課

〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話046（255）1111（代表）
